○厚生労働省令第二十号

法律第六十三号) 公的 年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 並びに公的年金制度の健全性及び信 頼 性 \mathcal{O} 確保 \mathcal{O} ため 0 厚生年金保険法等の一 (平成二十五 部を改正 す

る法 律 \mathcal{O} 施行に伴う関係 政 令 \mathcal{O} 整備: 等に関する政令 (平成二十六年政 令第七十三号) 及び 公的 年 金 制 度 \mathcal{O} 健

全性 及び 信 頼 性 \mathcal{O} 確 保 \mathcal{O} ため の厚 生 年 ·金保険: 法等 \mathcal{O} 部を改正する法律の 施行に伴う経過 措 置に 関 す Ź 政 令

(平成二十六年政令第七十四号) の施行に伴い、 並びに関係法律及び関係政令の規定に基づき、 公的 年 金 制

度の健全性及び信頼性 (T) 確保のための厚生年金保険法等の 部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関

係

平成二十六年三月二十四日

省令

 \mathcal{O}

整

一備等及び経

過

借置に

.関する省令を次のように定める。

厚生労働大臣 田村 憲久

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴

う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令

目次

第一章 関係省令の整備等 (第一条—第十五条)

第二章 経過措置 (第十六条—第六十五条)

附則

第一章 関係省令の整備等

(厚生年金基金規則の廃止)

第一条 厚生年金基金規則 (昭和四十一年厚生省令第三十四号) は、 廃止する。

(確定給付企業年金法施行規則の一部改正)

第二条 確定給付企業年金法施行規則 (平成十四年厚生労働省令第二十二号)の一 部を次のように改正する。

「第七章 確定給

目次中 「第七章 確定給付企業年金間の移行等 (第八十七条の二―第九十六条)」を

第七章の二 確

付企業年金間の移行等(第八十七条の二―第九十六条)

に改め、「による中

定給付企業年 金か ら確定拠出年金へ の移行等 (第九十六条の二―第九十六条の四)

途脱退者等に係る措置」 を削り、 「第百四条の九」 を 「第百四条の二十六」に、 「第百二十二条の二」 を

第百二十二条」 に改め、 「第十一章 他の年金制度との間の移行等 (第百二十三条-第百四十三条)」

を削る。

第四

· 条 第

項第六号中

厚

生年

-金基·

金

 \mathcal{O}

規約

(厚生年金保険

法

昭昭

和二十九

年法律第百十五号)

第百

十

第一条中 第一 条第一 項」 を 「第一条」 に改め、 第三号及び第四号を削る。

条第一 項に規定する規約をいう。 以下同じ。) その 他 を削 り、 同条第三項中 前 項」 を 「 第 項」 に

「給付に要する費用の予想額 の現価に相当する額」 を 「数理債務の額 (給付に要する費用の予想額 \mathcal{O} 現

価に相当する額 から標準掛 金額 の予想額 の現価 に相当する額を控除 した額をいう。 以下同じ。 に改め

「下回らない」 の下に 「ことが確実に見込ま れ るも \mathcal{O} (以 下 「受託 保証型確定給付企業年金」 という。

であって、 加入者又は加入者であっ た者が存在しない」 を加え、 「受託保証型 確 定給 付企業年 金 を

閉 . 鎖 型受託保証型確定給付企業年金」 に改め、 $\overline{\ }$ 第一項第三号」の下に $\overline{\ }$ 第五号及び第六号」を加え

る。

第五 条第三号中 「により規約型企業年金」 の 下 に (同項に規定する規約型企業年 金をいう。 以下同じ

0 を加え、 「若しくは第八十一条第二項」を 「又は第八十一条第二項」に改め、 「又は法第百 一十条の

二第三項若しくは第百十一条第二項の規定により事業主が厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に

係る給付の支給に関する権利義務を承継する場合」を削り、 同条第四号中 「第百十七条第一項」を 「第八

十二条の二第一項」に改める。

第七条第一項中第十号を第十一号とし、 第九号を第十号とし、 同項第八号中 第五号及び第六号」 を

か ら第六号まで」に改め、 同号を同項第九号とし、 同項第七号を同項第八号とし、 同項第六号中 法

第八十一条の二」を「並びに法第八十一条の二」に改め、 「並びに法第百十条の二及び法第百十五条の三

に規定する厚生年金基金」 を削り、 同号を同項第七号とし、 同項第五号を同項第六号とし、 同項第四号中

場合及び第七号」を 「場合 (前号に掲げる事項の変更に伴い 同条第六号に掲げる事項を変更する場合を

除く。 及び第八号」に改め、 同号を同 項第五号とし、 同 項第三号の次に次の一 号を加 える。

几 法第四条第五号に掲げる事項 (労働協約等の変更により法第二十七条の規定による加入者の資格 \mathcal{O}

喪失の時期が変更になる場合その他の給付の設計の軽微な変更 (給付の額の減額に係る場合を除く。

) に限る。)

第七条第二項第四号中 「前項第十号」 を「前項第十一号」に改める。

第八条第一項第三号中 「厚生年金基金の規約その他」を削り、 同項第五号中「第五十条第五号」を「第

五十条第四号」に改め、 同項第八号中「第百十七条第一項」を「第八十二条の二第一項」 に改める。

第十条第二号中「) \bigcirc の 下 に 「名称の変更、」を加え、 同条第三号中 「市町村の」 の 下 に 「名称 の変

更、 を加え、 同条第四号中 「第七条第一 項第七号」を 「第七条第一項第八号」 に改め、 同 条第五号中

第七条第一項第十号」を「第七条第一項第十一号」に改める。

第十一条各号列記以外の部分中 「基金」を「企業年金基金 (以下「基金」という。)」 に改める。

第十二条第二号中 法第七十九条第二項」を「又は法第七十九条第二項」に改め、 法第百十条の

二第三項の規定により基金が厚生年 -金基金 の加入員及び加入員であった者に係る給付 の支給に関する権 利

義務 のを承継り する場合又は法第百十二条第四| 項の規定により基金が厚生年金基金 一の権利 義務を承継する場合

一を削る。

第十五条第二号中「第二条第六号」を「第二条第二号から第四号まで及び第六号」に改め、 同条第三号

中 「第七号」を「第八号」に、 「第九号及び第十号」を 「第十号及び第十一号」 に改める。

第十八条第一号中「市町村の」 の 下 に 「名称の変更、」 を加え、 同条第三号中 市 町村の」 の下に「名

称の変更、」を加え、 「第七号及び第十号」を「第八号及び第十一号」に改める。

第二十三条第三号中「第九十一条の二第一項」を「第九十一条の十九第一項」に、 「厚生年金保険法第

百四十九条第一項」を「法第九十一条の二第一項」に改める。

第二十六条第三項第一号に次のただし書を加える。

ただし、令第二十四条第一項第三号に掲げる給付の額の算定方法を用いて同条第三項の年金として

支給される給付の額の改定を行う場合その他これに類する場合にあっては、 零を下回らないものとす

ることができる。

第二十六条第三項第二号に次のただし書を加える。

ただし、 予定死亡率を当該確定給付企業年金の加入者等及びその遺族の死亡の実績及び予測に基づ

き合理的に定めたものとすることを規約に定めた場合にあっては、当該合理的に定めたものとするこ

とができる。

第二十九条第一項第四号中 「前二号」を「前三号」に改め、 同号を同項第五号とし、 同項第三号中 · 前

二号」を「前三号」に改め、 同号を同項第四号とし、 同項第二号の次に次の一号を加える。

三 積立金の運用利回りの実績

第二十九条第一項に次のただし書を加える。

ただし、 同条第一項第三号に掲げる給付の額の算定方法を用いて給付の額を計算する場合にあっては

次の各号の いずれの率に基づき再評価を行う場合でも、 当該 再評 価 後 \mathcal{O})累計: 額 が、 当該 再 評 価 を行 わ

なかった場合の累計額を下回ってはならない。

第二十九条第二項を削る。

第三十二条の二中 第百十五条の三第二項若しくは第百十五条の四第二項又は厚生年金保険法第百六

十五条の二第二項」を 「又は第九十一条の二十六第二項」に、 「若しくは積立金又は厚生 车 -金基 金脱 退

時 金相当 額 (令第二条第四号に規定する厚生年金基金脱退一 時 金相 当 額をいう。 以下同じ。 若しくは 同

法第百六十五条第五項に規定する年金給付等積立金」を「又は積立金」に改める。

第四十六条第五項第一号中 (給付に要する費用の額の予想額 の現価 に相当する額から標準掛金額の予

想額 $\widehat{\mathcal{O}}$ 現価 に相当する額を控除 した額をいう。 以下同じ。 _ を削 る。

第四 十 九条中第三号を削り、 第四号を第三号とし、 第五号を第四号とする。

第五十条中第四号を削り、 同条第五号ハ中「若しくは第二項又は法第百七条第一項」を「又は第二項」

に改め、同号を同条第四号とする。

第五十一条中 「第七条第一項第四号」を「第七条第一項第五号」に改める。

第五十二条本文中 「確定給付企業年金」 の 下 に 「(受託保証型確定給付企業年金を除く。 を加え、

同条ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

2 受託保証型確定給付企業年金 (閉鎖型受託保証型確定給付企業年金を除く。) の掛金の額は、 第四十

三条の規定にかかわらず、契約者価額の計算に用いる予定利率及び予定死亡率を用い、 前項第一号、 第

五号及び第六号に規定するところにより計算することができる。

3 閉 鎖 型受託保証型確定給付企業年金の掛金 の額は、 第四十三条の規定にかかわらず、 契約者価 額 の計

算に用いる予定利率及び予定死亡率を用い、 第一項第一号及び第四号から第六号までに規定するところ

により計算することができる。

第五十九条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、 第四十六条第一 項第四号の規定により特別掛金額を計算している場合は、 翌事業

年度における掛金の額に代えて、 翌々事業年度における掛金の額又は同項第一号の規定に基づき特別掛

金額を計算するものとした場合の翌々事業年度における掛金の額を用いて算定することができる。

第六十五条ただし書中 「当該 確定給付企業年金が」 を削り り、 数理債務の額とする」を 「数理債務 の額

に基づき合理的に計算した額とする」に改める。

第八十七条の二第二項中 「又は法第百七条第 項の規定」 を 「の規定」 に、 「法第七十九条第 項又は

法第百七条第一項の政令」 を 「同項の政令」に、 「法第七十九条第三項又は法第百七条第四 [項 を 同 条

第三項」に改める。

第八十九条の 五. 第 項 中 「この項、 第百四 条 の四第一 項及び第百四十二条第 項にお いて」 を削 る。

第九十条第二項中 第八十一 条第五 項、 第百七条第五 項、 第百八条第五項及び第百 十一条第 五. 項」 を

及び第八十一条第五項」に改める。

第九十四条第二項第六号及び第五 項 中 「第五十条第五号ハ」 を「第五十条第四号ハ」に改め、 同条第七

項中「及び令第七十三条第八項から第十一項まで」を削る。

第七章の次に次の一章を加える

第七章の二 確定給付企業年金から確定拠出年金への移行等

(資産の移換をする場合の掛金の一括拠出に係る積立金の算定方法)

第九十六条の二 令第五· 十四条の四に規定する厚生労働省令で定める方法は、 第八十七条の二第一項各号

に掲げる方法とする。 この場合に おい て、 同項中 「分割」 とあるのは 「移換」 と、 「移換先 確定給 付 企

業年金」 とあるのは 「実施事業所の事業主が実施する企業型年金の資産管理機関」 と読み替えるものと

する。

(脱退一時金相当額の確定拠出年金への移換の申出等)

第九十六条の三 法第八十二条の三第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による脱退一 時金相当額の移換の申 出 が あっ たときは、

当該. 申 出を受け た事業主等 は、 当該 中途脱退者に係る次の各号に掲げ る事 ず項を記れ 載し た書類で 文は これ 5

 \mathcal{O} 事 ·項を記録した磁気ディスクを、 企業型記録関連運営管理機関等 (確定拠出年金法第十七条に規定 す

る企業型記録関連運営管理機関等をいう。 第百四条の二十三第一項において同じ。) 又は国 [民年金基金

連合会 (確定拠出年金法第二条第五項に規定する連合会をいう。 以下同じ。)に提出するものとする。

氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

- 脱退一時金相当額及びその算定の基礎となった期間の開始日及び終了日
- 2 法第八十二条の三第四項の規定による通知は、 次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該中途脱

退者に送付することによって行うものとする。

企業型年 金の資産管理機関又は国民年金基金連合会が脱退一時金相当額の移換を受けた年月日及び

その額

同

法第三十三条第一項

確定拠出年金法第五十四条の二第二項又は第七十四条の二第二項の規定により通算加入者等期間

(同法第七十三条において準用する場合を含む。)

の通算加入者等期間をいう

第百四条の二十三第二項において同じ。)に算入される期間

(中途脱退者等への事業主等の説明義務)

第九十六条の四 令第五 十四条の七の規定により、 事業主等が資格喪失者に脱退一時金相当額の移換に関

て必要な事項について説明するときは、 当該資格喪失者の脱退一時金相当額その他脱退一時金相当額

の移換に係 る判断に資する必要な事 項を説明しなけ ればならない。

第九十七条第一 項第四号及び第九十八条第五号中 「第百十七条第四項」 を「第八十二条の二第四項」に

. 「第九十条第二項」を「第五十四条の三第二項」に改める。

第八章の二の章名を次のように改める。

第八章の二 企業年金連合会

第百四条の八の表以外の部分中「第三十条」を「第十九条の規定は連合会の理事長の就任等について、

第二十条の規定は連合会が行う会議録の謄本等の添付について、第三十条」に、 「第九十一条の二第三項

第九十一条の三第三項及び第九十一条の四第三項」を 「第九十一条の十九第三項、 第九十一条の二十第

三項及び第九十一条の二十一第三項」に改め、 「運用について」の下に $\overline{}$ 第九十八条 (第四号及び第五

号を除く。)及び第百条から第百三条までの規定は連合会の解散及び清算について、第百十条第三項、 第

四項及び第六項、 第百十一条第一項、第百十二条、 第百十四条並びに第百十五条の規定は連合会の財務及

び会計について」 を加え、 同条の表第三十条の項中「第六十五条の四」 を 「第六十五条の十六」に改め、

同項の前に次のように加える。

	第十九条
第二十二条第一項	地方厚生局長等
第九十一条の十三	厚生労働大臣

法第九十一条の十一第二項	令第十二条第四項	第二十条第二項
評議員会	代議員会	
厚生労働大臣に	地方厚生局長等に	
	生局長等	
厚生労働大臣	厚生労働大臣若しくは地方厚	第二十条第一項

当額 年金の事業主及び基金をいう。 第二項、 厚生年金保険法第百六十五条の二第二 しくは積立金又は厚生年金基金脱退一時金相当額 第百四条の八の表第三十二条の二の項中 をい 第九十一条の三第二項、第九十一条の四第二項又は第九十一条の五第二項」を「第九十一条の十九 う。 第九十一条の二十第二項、第九十一条の二十一第二項又は第九十一条の二十二第二項」に、 「第九十一条の三第一項に」を「第九十一条の二十第一項に」に、 以下同じ。) 若しくは同法第百六十五条第五項に規定する年金給付等積立金」 以下同じ。)が」を「者に事業主等が」に、 項」 を「又は第九十六条の二十六第二項」に、 第百十五条の三第二項若しくは第百十五条の四第二項又は (令第二条第四号に規定する厚生年金基金脱) 「者に事業主等 「第九十一条の三第一項、 「第九十一 を (規約型企業 「又はは 退 条の二 時 一若 金 積 第 相 第 <u>\frac{1}{1}</u>

金に、

第八十 に改 六条の 第七 改 第 経 第八十三条第一 用する第百十一 九 金基本年金経理若しくは厚生年金基金加算年金経理又は確定給付企業年金経理から福祉 + 項 め、 一号の 法第 め、 $\widehat{\mathcal{O}}$ 十四条第二項 項中 項、 条の七」 繰り入れることとした額、 同 九 条第一 十 一 同表第八十三条第三項の項中 表 項及び第七十 第 第七· 「第六十五条の四」を 条 八十 を 条第一項の規定により年金経理から福 項 項 十七条の項、 \bigcirc (第三号 の項中 $\widehat{\mathcal{O}}$ + 「第九十一条の二十四」に、 条第 項 凣 及び 应 第七 [条第一 Ď 「第百四条の八」 河及び第 第八十 項 項 第七十八条の項、 \mathcal{O} 項第二 項 に改 中 -一条第 第八十三条第二項 厚生年金保険法第百五十九条第七項」 「第六十五条の十六」 め、 「第 号の 「第百四条 百 同 を 項中 匹 項第二号の 表第七 条 「第百四条の二十一」 第七十八条第一号の項、 \mathcal{O} 「第六十五条の 「第六十五条の \mathcal{O} 八 十三条の 八 \mathcal{O} 項中 祉事 を 項 に改め、 を 中 業経 第 項、 「第 「第百四条の二十一」 「第六十 百 四条 匹 四 第七 九 理又は業務経理 十一条の 同 を の二十 を 十四四 五 に改め、 表第八十三条第一項第二号の 条 「第六十五条の十六」 「第六十 を [条第 第七十九条の項、 \mathcal{O} 七 匹 「第百四条の二十一 同表第七十五条の項、 を に を 項 五条の十六」 \sim 繰り入れることとし に改め、 改 0) 「第九 「第六・ め、 項、 + 十一条の二十四」 第 施設経理又は業務 同 -五条 第八十名 同 表第八 七 + に改り に改 表第八十三条 に の十六」 兀 項中 め、 条第 条の お め、 第七 た額 て 同 「第 同 表 第 + 表 項 潍

第四項の項中「第六十五条の四」を「第六十五条の十六」に改め、 同表第八十四条第一項の項中「第八十

第八十四条第二項の項中 四条第一 項」を「第八十四条第一項各号列記以外の部分」 「第九十一条の七」を「第九十一条の二十四」に改め、 に改め、 同表第八十四条第一項第一号の項及び 同表第八十五条の項の次

に次のように加える。

	第百条							第九十八条
地方厚生局長等	第六十条	準額及びその算定の基礎	に基づき算定した最低積立基	の末日とみなして同項の規定	法第六十条第三項の事業年度	積立金の額並びに当該時点を	基金	第八十五条第一項
厚生労働大臣	第六十五条の十六において準用する令第六十条					積立金の額	連合会	第九十一条の二十九第二項

地方厚生局長等		第百三条 第六十三条第一項	地方厚生局長等)	場合にあっては、	り規約型企業年金が終了する	第百二条 事業主等(事業主	地方厚生局長等		第六十三条第一項	第百一条第二項 第六十一条	第百一条第一項第六十一条
厚生労働大臣	第一項	第六十五条の十六において準用する令第六十三条	厚生労働大臣		その相続人	が終了する	(事業主の死亡によ 連合会	厚生労働大臣	第一項	第六十五条の十六において準用する令第六十三条	第六十五条の十六において準用する令第六十一条	第六十五条の十六において準用する令第六十一条

	理するものとする	
	び収益勘定を設けて取引を経	
定めるところによる	定、基本金勘定、費用勘定及	
おける勘定区分及び勘定科目は、厚生労働大臣が	おいては、資産勘定、負債勘	第百十条第六項
し、業務経理		
員の退職年金事業に関する取引を経理するものと		
び連合会の職員に係る共済事業並びに連合会の職		
する取引を経理するものとし、共済経理は会員及		
、福祉事業経理は同条第五項に規定する業務に関		
に規定する事業に関する取引を経理するものとし		
支払保証経理は法第九十一条の十八第四項第一号	業務経理	第百十条第四項
務経理		
、支払保証経理、福祉事業経理、共済経理及び業	及び業務経理	第百十条第三項

ただし書		
第六十五条の十六において準用する令第七十一条	第七十一条ただし書	第百十五条
第六十五条の十六において準用する令第七十条	第七十条	第百十四条
ければならない		
しの処分を示した書類を厚生労働大臣に提出しな		
できる。この場合において、別途積立金の取り崩	できる	
	あっては、	
厚生労働大臣の定めるところにより	いて別途積立金がある場合に	項
別途積立金は、前項の規定により取り崩すほか、	財政再計算の計算基準日にお	第百十二条第三
福祉事業経理又は業務経理	業務経理	
めるところにより算出した額を上回るときは		
持することができるものとして厚生労働大臣の定		項
額であって、将来にわたり財政の健全な運営を維	ときは	第百十一条第一

る。

(積立金の確定給付企業年金への移換の申出等)

第百四条の二十二 法第九十一条の二十六第一項の規定による積立金の移換の 申出があったときは、 連合

会は、 当該中公 途脱退者等 (同項に規定する中途脱退者等をいう。 以下 同じ。) に係る次の各号に掲げる

事 項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、 事業主等に提出するものとする。

一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

積立金 0 額 (第百四条の十五 又は第百四条の十八第一 項の規定により本人拠出. 相当額を記載 l た書

類又はこれ 5 0 事 項を記録 した磁気ディスクの提出を受けている場合にあっては、 当該 以本人拠: 出 相

額の合計額を含む。)

三 第百四条の十五第二号に掲げる脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間又は第百四条の十八第

項第二号に掲げる終了した確定給付企業年金の加入者期間 (次条第一項第三号において 「算定基礎

期間等」という。)

2 法第九十一条の二十六第五項の規定による通知は、 次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該中

途脱退者等に送付することによって行うものとする。

資産管理運 用機関等が積立金の移換を受けた年月日及びその額

企業年金の加入者期間に算入される期間

令第六十五条の二十一の規定により確定給付

(積立金の確定拠出年金への移換の申出等)

第百四条の二十三 法第九十一条の二十七第一項の規定による積立金の移換の申出があったときは、

連合

会は、 当該中途脱退者等に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気

デ イスクを、 企業型記録関連運営管理機関等又は国民年金基金連合会に提出するものとする。

氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

一積立金の額

三 算定基礎期間等の開始日及び終了日

2 法第. 九十一 条の二十七第四項 の規定による通知 は、 次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該中

途脱退者等に送付することによって行うものとする。

企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会が積立金の移換を受けた年月日及びその額

確定拠出年金法第五十四条の二第二項又は第七十四条の二第二項の規定により通算加入者等期間に

算入される期間

(連合会から移換する積立金の額)

第百四条の二十四 連合会が法第九十一条の二十六第二項又は第九十一条の二十七第二項の規定により資

産管理運用機関等又は企業型年金の資産管理機関若しくは国民年金基金連合会に移換する積立金の額は

、次の各号に掲げる額のいずれか高い額とする。

一 連合会の規約で定める方法により計算した額

連合会が移換を受けた当該中途脱退者等に係る脱退一時金相当額又は残余財産の額 (当該中途脱退

者等の給付に充てる部分に限る。)

(脱退 一時金相当額の算定の基礎となった期間等の一部を老齢年金給付の額の算定の基礎として用いる

際等の算定方法)

第百四条の二十五 令第六十五条の二十一の規定により、 同条に規定する期間 (以下この条において 「 算

定基礎期間等」という。)を当該中途脱退者等に係る加入者期間に算入するときは、次の各号に掲げる

要件を満たす算定方法によらなければならない。

確定給付企業年金の規約に照らして当該移換された積立金の額の算定の基礎となる期間を算定する

こと。ただし、算定された期間が算定基礎期間等を超える場合にあっては、 当該算定基礎期間等とす

ること。

算定基礎期間等を合算しないこととする場合にあっては、 確定給付企業年金の加入者であった期間

が一年未満である者に限り、その旨を規約で定めること。

 \equiv その他当該中途脱退者等について不当に差別的なものでなく合理的な計算方法であると認められる

こと。

(中途脱退者等への事業主等の説明義務)

第百四条の二十六 令第六十五条の二十二の規定により、事業主等が加入者の資格を取得した者に積立金

の移換に関して必要な事項について説明するときは、 次の各号に掲げる事項を説明しなければならない。

令第六十五条の二十第一項の規定による積立金の移換の申出 の期限及び当該申出 |の手続

- 令第六十五条の二十一の規定により加入者期間に算入する期間及びその算定方法
- \equiv 前条第二号の規約を定めている場合にあっては、その旨及びその概要
- 四 その他積立金の移換に係る判断に資する必要な事項

第百四条の七第三項中 「第九十一条の五第三項」を 「第九十一条の二十二第三項」に改め、 同項第二号

中 「第九十一条の五第五項」を 「第九十一条の二十二第五項」に、 「第九十一条の五第六項」 を 「第九十

条の二十二第六項」に改め、 同条を第百四条の十九とし、 同条の次に次の一条を加える。

(中途脱退者等に関する原簿)

第百四条の二十 令第六十五条の十六において準用する令第二十条第一項の厚生労働省令で定める事項は

次のとおりとする。

- 一 氏名、性別、生年月日及び住所
- 約番号 脱退一時金相当額又は残余財産を連合会に移換した資産管理運用機関等に係る事業主の名称及び規 (基金型企業年金である場合にあっては、 当該企業年金基金の 名称及び基金 番号)
- 三 脱退一 時 金相当額の算定の基礎となった期間又は終了した確定給付企業年金の加入者の資格 の取得

及び喪失の年月日

四 基礎年金番号

五. 法第九十一 条の十九第二項の規定により連合会が脱退一時金相当額の移換を受けている場合にあっ

ては、当該移換を受けた年月日及びその額

中途脱退者が負担した掛金がある場合にあっては、

六

七 法第九十一条の二十第二項の規定により連合会が残余財産の移換を受けている場合にあっては、

本人拠出相当

額

当

該移換を受けた年月日及びその額

八 法第九十一条の二十一第二項又は第九十一条の二十二第二項の規定により残余財産の移換を受けて

いる場合にあっては、当該移換を受けた年月日及びその額

第百四条の六第一項中 「第九十一条の三第一項」を「第九十一条の二十第一項」に改め、 同条第二項中

「第九十一条の四第一項又は第九十一条の五第一項」を「第九十一条の二十一第一項又は第九十一条の二

十二第一項」に、 「第九十一条の三第一 項」を 「第九十一条の二十第一項」に改め、 同条を第百四条の十

八とする。

五項 条の三第六項、 の三第一 第九十一条の三第五項 一条の二十第六項、 第百四条の五第一項中 (法第九十一条の二十一第四項及び第九十一条の二十二第七項」 項」 を 第九十一 「第九十一条の二十第一 第九十一条の二十一第五項及び第九十一条の二十二第八項」に改め、 条の四第五項及び第九十一条の五第八項」を「第九十一 「第九十一条の二第五項」を「第九十一条の十九第五項」に改め、 (法第九十一条の四第四項及び第九十一条の五第七項」を「第九十一条の二十第 項」に改め、 同条第三項中 「第九 に改め、 十一条 同項第一号中 条の十九第六項 の二第六項 同条を第百四 同条第二項中 「第九十一条 (法第九 (法第九 +

の十七第一項」に改め、 第六十五 第百 四条の四第 条 の七 第二項」 一項中 同条を第百四条の十六とする。 「第六十五条の七第一 を 「第六十五 条の十九第二項」に、 項」を 「第六十五条の十九第一 「第六十五条の五第一項」を「第六十五 項」に改め、 同 条第二項中 条

条の十七とする。

第百四条の三中 「第九十一条の二第一項」を「第九十一条の十九第一項」に改め、 同条を第百四条の十

五とする

第百四条の二中 「第六十五条の二」 を 「第六十五条の十四」 に、 「第九十一条の三第一項、 第九十一条

0) 匹 第一 項及び第九十一条の五第一項」を「第九十一条の二十第一項、 第九十一条の二十一第一項及び第

九 十一条の二十二第一項」に、 「第百四条の五第二項」を「第百四条の十七第二項」に改め、 同条を第百

四条の十四とし、第八章の二中同条の前に次の十二条を加える。

(設立の認可の申請)

第百四条 の 二 法第九十一 条の七第一項の規定による連合会の設立の認 可の申請は、 申請書に、 次の各号

に 掲げる書類を添えて、 厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一規約

法第九十 条の六第五項に規定する設立の同意を申し出た者の氏名及び住所を記載し た書類

三 創立総会の会議録

(規約の変更の認可の申請)

第百四条 の三 法第九十一条の八第二項において準用する法第十六条第一項の規定による規約の変更の認

可 Ö, 申 請 は、 変更の内容及び理由を記載 した申請書に、 法第. 九十一条の 八第一 項第六号に掲げる年 -金給

付 及び 時金の変更に係 る規約 の認可の申請 は、 当該年金給付及び一 時金の額 の算定の方法を示 した書

類を添えて、 厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

(規約の軽微な変更の届出)

第百四条の四 法第九十一条の八第二項において準用する法第十七条第一項の規定による規約の変更の届

出 は、 変更の内 容及び理由を記載した届書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

(理事の禁止行為)

第百四条の五 法第九十一条の十五第一項に規定する厚生労働省令で定める行為は、次のとおりとする。

自己又は連合会以外の第三者の利益を図る目的をもって、 法第九十一条の二十四の規定において準

用する法第六十六条第一項、 第二項、 第四項及び第五項に規定する契約を締結すること。

自己又は連合会以外の第三者の利益を図る目的をもって、 積立金の運用に関し特定の方法を指図す

ること。

 \equiv 特別の利益の供与を受けて、積立金の管理及び運用に関する契約を締結すること。

(年金給付及び一時金の確保事業の認可の申請

第百四条の六 法第九十一条の十八第四項ただし書の規定による認可の申請は、 拠出金の額その他事業の

概要を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

2 前項の申請書には、 拠出金の算出の基礎を示した書類を添えなければならない。

(予算の認可)

第百四 条 の七 連合会は、 令第六十五条の十二の規定により毎事業年度の予算の認可を受けようとすると

きは、 当該予算に、 予算作成の基礎となった事業計画 の概要を示した書類を添えて、 事業年度開 始の一

月前までに、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の予算は、 予算総則、 予定損益計算書及び予定貸借対照表に区分して作成するものとする。

3 前 項 の予定損益計算書には 前 々事 業年度における実績を基礎とし、 前事業年度及び当該事業年度に

おける推計を表示しなければならない。

4 第二項の予定貸借対照表には、 前々事業年度の末日における貸借対照表を基礎とし、 前事業年度及び

当該事業年度の末日における推計を表示しなければならない。

5 連合会は、 令第六十五条の十二第一 項の規定により予算の変更の認可を受けようとするときは、 変更

0 内容及び理由を記載した申請書に、 当該変更に係る事業計画 の変更の内容を示した書類を添えて、 厚

生労働大臣に提出しなければならない。

6 連合会は、 第百四条の二十一において準用する第百十一条第一項の規定による繰入れを行おうとする

ときは、 第一 項の予算又は前項 の予算の変更の内容及び 理由を記 載 ĺ た申請書に、 当該 繰 入 n \mathcal{O} 計 画 を

示 した書類を添えて、 厚生労働 大臣 に 提出 しなけ れ ば なら な 1

連合会の事 業開 始の 初年度の 予算 \hat{O} 認可の 申請 は、 第一 項の規定にかかわらず、 設立 の認可の申請と

同 時 に行わなければならな 7

対 務諸 表等 \mathcal{O} 提 出

第百四 [条 の八 連合会は、 令第六十五条の十三第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により貸借対照表、 損 A 益計算: 書及び同 項 の業

務報告 書を厚生 労働大臣に提出する場合には、 次の 各号に掲げる書 類を添えなければならな

責任準備 金 $\overline{\mathcal{O}}$ 額の 明細を示した書類及び支払保証経理に係る書類

支払備4 金 の額 \mathcal{O} 計 算 \mathcal{O})明細 を示した書類

三 未収徴 収 金 0) 明 が細を示い した書類

几 年金経 理 に お いて決算上生じた剰余金又は不足金の処理の方法を示した書類

(閲覧期間)

第百四条の九 令第六十五条の十三第二項の厚生労働省令で定める期間は、 五年とする。

(業務報告書)

第百四 一条の十 令第六十五条の十三第一 項の業務報告書には、 次に掲げる事項を記載しなければならない。

業務内容、 事務所の所在 地、 沿革、 設立の根拠となる法律が法である旨、 主管省庁が厚生労働省で

ある旨その他の連合会の概要

二 役員の定数並びに各役員の氏名、役職、任期及び経歴

三 当該事業年度末及び前事業年度末における職員 の定数及び当該事業年度におけるその増減

几 当該事業年 ・度及び過去三事業年度以上の事業年度における業務の実施状況 (借入金があるときはそ

の借入先、借入れに係る目的及び金額を含む。)

五. 連合会が議決権の過半数を実質的に所有している会社 (連合会及び当該会社又は当該会社が他

社の議決権 の過半数を実質的に所有している場合における当該他の会社を含む。 以下この条及び第百

兀 |条 の十二において「子会社」という。)及び連合会(連合会が子会社を有する場合には、 当該子会

社を含む。) が議決権の百分の二十以上、百分の五十以下を実質的に所有し、かつ、 連合会が人事、

資 金、 技術、 取引等の関係を通じて財務及び事業の方針に対して重要な影響を与えることができる会

社 (以下この条及び第百四条の十二において 「関連会社」という。) の名称、 事務所の所在 地 資本

金 0 金額、 事業内 容、 役員 \mathcal{O} 人数、 代表者 の氏 名、 従業員数、 連合会又は子会社 1の持 株比率及 び 連合

会との関係

六 連合会の業務の一部の委託を受け、 又は連合会の業務に関連する事業を行っている一般社団法人又

は 般財団法人その 他の団体 (会社を除く。) であって、 連合会が出資、 人事、 資金、 技術、 取引 等

 \mathcal{O} 関 係を通じて財務及び事業 の方針に係る決定を支配 Ļ 又はそれらに対 して重要な影響を与えるこ

とが できるもの (次号及び第百四条の十二第七号ハにおい · て 関 連 般社団法人等」 という。 の名

称、 事務所 の所在地、 基本財産 (基本財産に相当するものを含む。) を有するときはその額、 事業内

容、役員の人数、代表者の氏名、職員数及び連合会との関係

七 連合会と子会社、 関連会社及び関連一 般社団法人等との関係の概要 (当該関係を示す系統図を含む。

八 連合会が対処すべき課題

第百四条の十一 連合会は、 毎年三月、六月、九月及び十二月の末日における各四半期ごとの業務につい

ての報告書を一通を作成し、 それぞれ翌月十五日までに、 厚生労働大臣に提出しなければならな

2 前項の規定にかかわらず、 連合会は、 毎事業年度、 積立金の管理運用業務についての 報告書を一通作

成 基本方針を添えて、 翌事業年度九月三十日までに、 厚生労働大臣に提出しなければならない

(附属明細書)

第百四条の十二 令第六十五条の十三第二項の附属明細書には、 次に掲げる事項を記載しなければならな

\ <u>`</u>

連合会に対する国の出資に関する事項

一 次に掲げる主な資産及び負債の明細

イ 積立金の額(責任準備金の額との比較を含む。)

ロ 支払保証経理に係る資産

ハ 支払備金に係る資産

イからハまでに掲げるもののほか、 主な資産及び負債の明細 (次号に掲げるものを除く。

三 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

匹 子会社及び関連会社 (以下この条において 「関連会社等」という。)の株式であって連合会が保有

するものの明 細 (関連会社等の名称及び一 株の金額 並びに所有株数、 取得価質 額、 貸借対照表計 上額 並

び に 事業年 度当初及び事業年度末におけるそれ 5 0 状況を含む。

五. 前号に掲げるもの のほ か、 連合会が行う出資に係る出資 金の明細

六 関連会社等に対する債権及び債務の明細

七 次に掲げる主な費用及び収益の明細

イ 玉 か 5 \mathcal{O} 補 助 金等 \mathcal{O} 明 細 (当 該 『事業年度に国から交付を受けた補助金等の名称、 当該 補 助 金等に

係 ぶる国 の会計区 分並 びに当該 補助金等と貸借対照表及び損益計算書に掲記されてい 、る関連な 科目との

関係を含む。)

ロ 役員及び職員の給与費の明細

ノヽ イ及び 口 に掲げるも 0) \mathcal{O} ほ か、 業務 の特性を踏まえ重要と認め られる費用及び 収益 \mathcal{O} 明細 (関 連

般社団法 人等に対し基本 財 産 の出えんその他の出えんを行っているときは、 当該法人ごとの出

えん額を含む。)

(規程の届出)

第百四条の十三 連合会は、 連合会が給付の支給に関する義務を負っている者又は受給権者の権利義務に

関する規程を定めたときには、 遅滞なく、 これを厚生労働大臣に届け出なければならない。 これ を変更

し、又は廃止したときも、同様とする。

第百五条第一項第三号中「厚生年金保険法第百七十六条の二第二項」を「法第九十七条第二項」に改め

同条第二項第二号中 「厚生年金基金規則第七十六条第一項」を 「第百十六条の二第一項」に改める。

第百十六条第 項中第六号を削り、 同条の次に次の一条を加える。

(年金数理人の要件等)

第百十六条の二 法第九十七条第二項に規定する厚生労働省令で定める要件は、 次の各号のいずれかに該

当する者であり、 かつ、十分な社会的信用を有するものであることとする。

確定給付企業年金の年金給付の設計、 掛金 の額の算定等を行うために必要な知識 及び経験を有する

者として、 公益社団法人日本アクチュアリー 会が実施する試験の全科目に合格した者又は公益社団法

人日本年金数理人会が実施する試験の全科目に合格した者であり、 かつ、 確定給付企業年金等の年金

数理に関する業務に五年以上従事した者 (当該業務の責任者として当該業務に二年以上従事したもの

に限る。)

2

厚生労働大臣は、

前号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有するものと厚生労働大臣が認める者

確定給付企業年金等の年金数理に関する業務の円滑な運営を図るため、

年金数理人

について、次の各号に掲げる事項を記載した名簿(以下この条において 「年金数理人名簿」という。)

を作成するものとする。

一 年金数理人の氏名、生年月日、住所及び所属する法人の名称

一 年金数理人名簿への登載をした年月日

三 その他厚生労働大臣が定める事項

3 年金数理人名簿への登載を受けようとする者は、 申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、 厚生労

働大臣に提出するものとする。

一履歴書

- 第一項第一号又は第二号に定める要件に適合することを証する書類
- 4 年金数理人の要件に適合すると厚生労働大臣が認めた者については、 年金数理人名簿に登載するもの

とする。

- 5 厚生労働大臣は、 年金数理人名簿に登載された者について、 当該登載された旨を通知するものとする。
- 6 年金数理人は、 名簿登載事項に変更があった場合は、 遅滞なく厚生労働大臣に変更届を提出しなけれ

ばならない。

- 7 年金数理人名簿に登載された者が、 年金数理人の要件について不実の告知を行って年金数理人名簿に
- 登載されたことが判明 したときは、 厚生労働大臣は、 当該登載を取り消すものとする。
- 8 厚生労働大臣は、 年金数理人名簿に登載された者が死亡したとき、 抹消の申し出を行ったとき、 又は
- 第一 項に規定する要件に該当しなくなったときは、当該登載の抹消を行うものとする。
- 第百十七条第二項中「第一号 (」を「第一号 (閉鎖型受託保証型確定給付企業年金にあっては、」に、
- 「を除く」を「に限る」に、 $\overline{\ }$ 第二号(」 を 「及び第二号 (閉鎖型受託保証型確定給付企業年金にあっ
- ては、」に、 第三号及び第四号に掲げる事項を記載することを要しない」を 「に掲げる事項に限る」

に改め、 同項第四号及び第五号を削る。

第百二十二条の二を削る。

第十一章を削 る。

附則第四条中 「第一条第一項」を「第一条」 に改める。

附則第五条の二を次のように改める。

(連合会の年金経理から業務経理への繰り入れに係る経過措置)

第五条の二 連合会は、 第百四条の二十一において準用する第百十一条第一項の規定にかかわらず、当分

年金経

理から福祉事業経理又は業務経理

繰り入れること

ができる。この場合において、 第百四条の二十一の表第七十二条の項中 「第百四条の二十一にお いて準 \mathcal{O}

間、

厚生労働大臣の承認を受けたときは、

用する第百十一条第一項」とあるのは、 「附則第五条の二」とする。

様式第一号 (備考)及び様式第二号(備考)中「(同令第73条第2項において海用する場合を含む。

を削る。

様式第三号 (表面) 中 「第九十条第一項」や「第九十一条第一項(第九十一条の三十一第三項において

準用する場合を含む。) に、 難」 実施事業所検査証・ 定 箈 车 **☆** 基金検査証. 牃 年

を 雒 実施事業所検査証 羰 定 併 箈 金連 个 | 4K 葉 辦 倒 検 :検査証 併 查 金

金

に改め、 同様式 (裏面) 中「に対し」を「又は連合会に対し」に、 「確定給付企業年金の」を 「その事業

の」に、 「事業主等の」 を 「事業主等若しくは連合会の」 に改める。

確 定拠出年金法 施行規則 (T) 部改 Ē

第三条 確定拠 出年 金法施行規則 (平成十三年厚生労働省令第百七十五号) の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号中 「厚生年金基金の規約又は」を削り、 「企業年金制度 (法第四条第一 項第二号に

規定する企業年金制度」 を 「確定給付企業年金 (確定給付企業年金法 (平成十三年法律第五十号) 第二条

第一項に規定する確定給付企業年金」 に改める。

第五 条第 項第六号中 の下に 「企業型年金を実施する事業主が 負担する事 務費、 を加え、 同 項

第十号中「(法第三条第三項第七号に掲げる事項に係るものを除く。)」を削り、 同項に次の一号を加え

る。

十 一 法令の改正に伴う変更に係る事項 (法第三条第三項第七号及び第七号の二に掲げる事項に係るも

ののうち実質的な変更を伴うものを除く。)

第五条第二項に次の一号を加える。

五 前項第十一号に掲げる事項

第六条第一項第五号中 「企業年金制度」 を 「確定給付企業年金」 に改め、 「厚生年金基金の規約その他

を削り、 同項第六号中 「企業年金制度」を 「確定給付企業年金」 に改める。

第八条第一項第二号中「、厚生年金基金」を削る。

第十条第一項第二号中 「企業年金制度」 を 「確定給付企業年金」 に改め、 同項第三号中イを削り、 ロ を

イとし、 同号ハ中 (平成十三年法律第五十号)」を削 り、 同号中 ハを口とし、 ニからトまでをハからへ

までとし、 同号チ中「第七十二条第二項第七号」を「第七十二条第三項第八号」に改め、 同号チを同号ト

とし、同号リを同号チとする。

第十一条第一 項 中 「企業年金制度」 を 「確定給付企業年金」 に改める。

第十五条第一項第十二号中「企業年金制度」 を「確定給付企業年金」 に改め、 「厚生年金基金、 を削

り、 厚生年金保険法 (昭和二十九年法律第百十五号) 第百四十九条第一項」を「確定給付企業年金法第

九十一条の二第一項」に改める。

第二十一条第九号中 「企業年金制度」 を「確定給付企業年金」 に改め、 「厚生年金基金、 を削 る。

第二十六条第 項第五号中 「厚生年 金保険法第百四 十四 条の六第四 |項若 しくは第百六十五 条 の三第四 項

又は」 を削り り、 「第百十七条の二第四項若しくは第百十七条の三第四項」 を「第八十二条の三第四項又は

第九十一条の二十七第四項」に改める。

第三十条第一項中第一 号を削り り、 同 項第二号中「第二十二条第一項第三号又は第四号」を 「第二十二条

第一 項 第 一号又は第二号」に、 「第九十二条第 項」 を 「第五· 十四条の 五第一 項」 に改め、 「及び前号に

掲げ る期間」 を削 り、 同号を同項第一号とし、 同 項第三号中 「第二十二条第一 項第五号」を 「第二十二条

第一項第三号」に、 「前二号」を「前号」に改め、 同号を同項第二号とし、同条第二項第一号中 「厚生. 年

金基· |金脱退一時 金相当額 (厚生年金保険法第百四十四 条の三第五項に規定する脱退一時 金相当額 をいう。

以下この条にお ****\ て同じ。 又は」 及び 「厚生年金基 金脱退一 時金相当額又は」 を削 り、 同 項 第二号を削

り、 同項第三号中 「第九十一条の二第二項」 を 「第九 十 一 条の十九第二項」に、 「第九十一条の三第 一項

を「第九十一条の二十第一項」に、 「前二号」を「前号」に改め、 同号を同項第二号とする。

第三十一条中 「厚生年金基金 (解散した厚生年金基金を含む。)、」 を削る。

第三十九条第二項第二号ニ及び第四十五条第一項第二号中「企業年金制度」 を 「確定給付企業年金」に

、「加入員又は受益者等」を「加入者」に改める。

第五十六条第一 項第十二号中「企業年金制度」を「確定給付企業年金」 に改め、 「厚生年金基金、 を

削る。

第五十九条第二項中「、 同項第三号中 「前項又は前二号」とあるのは「前二号」と」 を削る。

第六十二条第四項を削る。

第七十条第二項第二号ハ中(1) を削り、 (2)を(1)とし、 (3)から(6)までを(2)から(5)までとする。

(厚生年金保険法施行規則の一部改正)

第四条 厚生年金保険法施行規則 (昭和二十九年厚生省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第五号中 「厚生年金基金」 を 「公的年金制度の健全性及び信頼性 の確保 いのため 0 厚生年金

保険法等の一部を改正する法律 (平成二十五年法律第六十三号。 以 下 「平成二十五年改正法」という。

附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金」に改める。

第二条の二中「法」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するもの

とされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の法」 に改める。

第五条の二第一 項第三号中 「厚生年金基金」 を 「基金」 に改め、 同条第二項第四号中 「厚生年金法施行

令」を「厚生年金保険法施行令」に改める。

第五条の三第一項第三号及び第二十条第一項中「厚生年金基金」を「基金」に改める。

第百七条第八号中「(第九章を除く。)」を削る。

附則第十七項中 「附則第二十九条の 四第一 項」 を「附則第三十二条第一項」 に改める。

(国民年金法施行規則の一部改正)

第五条 国民年金法施行規則 (昭和三十五年厚生省令第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第十号を次のように改める。

十 削除

第 条第二項第十六号中「による」を 「により確定給付企業年金又は企業年金連合会が行う」に改め、

同項中第二十七号を第二十八号とし、第二十六号を第二十七号とし、第二十五号を第二十六号とし、

十四号の次に次の一号を加える。

二 十 五 公的年金制度の健全性及び信頼性 の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 伞

成二十五年 法律第六十三号。 以下この号におい て「平成二十五年改正法」という。 附則第五 条第

項の 規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改 正 前 0

厚生年金保険法の規定により平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金

第九十七条において 「存続厚生年金基金」という。)若しくは平成二十五年改正法附則第三条第十三

号に規定する存続連合会 (第九十七条にお いて「存続連合会」という。) が行う給付に関する事務又

は平成二十五 年改正 法附則第七十五 条第二項の 規定により企業年金連合会が行う給付に関する 事 務

第九十七条第一項第十九号中 「厚生年金基金」を「存続厚生年金基金」 に改め、 同項第二十号中 企 業

年金連合会」の下に「及び存続連合会」 を加え、 同条第二項第十四号中「厚生年金基金」を 「存続厚生年

金基金」 に改め、 同項第十五号中 「企業年金連合会」 の下に「及び存続連合会」 を加える。

(国民年金基金規則の一部改正)

第六条 玉 [民年金基金規則 (平成二年厚生省令第五十八号) の一部を次のように改正する。

定給付 金基 第三十条第一項第三号中 金 ?企業年4 規 則 昭 金法 和 匹 (平成十三年法律第五十号) 十一 年厚生省令第三十四号) 「厚生年金保険法 (昭和二十九年法律第百十五号) 第九十七条第二項」 第七十六条第 項 に改 を め、 確 定給 同条第二項第二号中 第百七十六条の二」 付 ?企業年· -金法: 施 行 「厚生年 を「確 規 뗈

平成 、十四年厚生労働省令第二十二号)第百十六条の二第一 項」に改め á.

厚 生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の一 部改正)

第七 条 厚生年 金保険法施行規則等 \dot{O} 部を改正する等の省令 (平成九年厚生省令第三十一号) *(*) 部を次

のように改正する。

止 七 令 生 条第 前 年 附 (平成二十六年厚生労働省令第二十号。 訓第 \mathcal{O} 金保険法等 厚生年金基金規則」 項の 八十八条第 規定 0 によりなおその効力を有するものとされた平成二十六年整備 一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置 項 中 に改め、 「厚生年 金基金規則」 「昭和四十一 以下この項において を 年厚生省令第三十四号」 「公的年金制度の健全性及び信 「平成二十六年整備省令」 の 下 に 省 令第一 _0 頼 性 以下この項に 条の \mathcal{O} 確保 という。 規定に に関 のため よる お する省 第十 \mathcal{O} 7 廃 厚

廃 (止前厚生年金基金規則」という。」を加え、 \neg 第六十六条」 を削り、 「第六十六条の二」 の 下 に

の規定並びに平成二十六年整備省令第四十七条」 を加え、 「同令」を「平成二十六年整備省令第十七条第

項の 規定により なおその効力を有するものとされた廃止 前厚生年 金基金規則」 に改める。

厚 生年 -金保 険 の保険 給付及び 保険 料 \mathcal{O} 納 付 \mathcal{O} 特例等に関 する法律 施 行 |規則 0 部 改正

第八条 厚生年金保 険 \mathcal{O} 保険給付 及び 保険料の \mathcal{O} 納 付 の特 例等に関する法律施行規則 (平成十九年厚生労働省

令第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第八条から第十九条までを次のように改める。

第八条から第十九条まで 削除

第十九条の十九 (見出しを含む。 中「第二十一条第一項第八号」 を「第二十一条第一 項第七号」 に改

める。

確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第九条 確定給 付 企 業年金法施 行規則 の 一 部を改正する省令(平成二十四年厚生労働省令第十三号) の 一 部

を次のように改正する。

附則第四条第一項中「事業年度の末日が平成三十年三月三十日までの間の」を「当分の間、 に、 新

規則」 を 「確定給付企業年金法施行規則」 に改め、 同項第一号中「及び」を「又は」に改め、 平均」 0

下に「若しくは当該 :確定給付企業年金に係る確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一 号に規定

する予定利率のうち 1 ずれか低 い率」 を加える。

健 康保険法施 行 規則の一 部改正

第十条 健康保険法施行規則 (大正十五年内務省令第三十六号) の一部を次のように改正する。

第二条第三項中 「厚生年金基金が」 を「公的年金制度の健全性及び信頼性の 確 保の 厚生年金保険

た め

 \mathcal{O}

法等 う つ 一 部を改正 する法 律 (平成二十五年法律第六十三号。 第百 五. 十九条の三にお ** \ て 「平成二十 五 年厚

生 年 金等改正法」 という。 附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金が」 に、 「当該厚生年金基

金 を 「当該存続厚生年金基金」に改める。

第百五 十九条の三第三号を次のように改める。

三 削除

第百五 十九条の三に次の一号を加える。

+ 平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項又は第三十八条第一項の規定によりなおその効力

を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第

百七十三条の二

(船員保険法施行規則の一部改正)

第十一条 船員保険法施行規則 (昭和十五年厚生省令第五号) の一部を次のように改正する。

第二百十九条第三号を次のように改める。

三削除

第二百十九条に次の一号を加える。

十九 公的 年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一 部を改正する法律 (平成

二十五年法律第六十三号) 附則第五条第一項又は第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有 す

るものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百七十三条の二

(賃金の支払の確保等に関する法律施行規則の一部改正)

第十二条 賃金の支払 の確保等に関する法律施行規則 (昭和五十一年労働省令第二十六号)の一部を次のよ

うに改正する。

第四条第一項第二号中 「厚生年金保険法」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年

金保険法等の一 部を改正する法律 (平成二十五年法律第六十三号) 附則第五条第 項 \mathcal{O} 規定によりなおそ

の効力を有するものとされた同法第一 条の 規定による改正前の厚生年 -金保険 法 に改 8 る。

原生労働省の 所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書 面 $\overline{\mathcal{O}}$ 保存等に おける情報通信 の技術 \mathcal{O}

利用に関する省令の一部改正)

第十三条 厚生労働省の 所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通 信 \mathcal{O}

技術 \mathcal{O} 利 用 に関する省令 (平成十七年厚生労働省令第四十四号) 0 部を次のように改正する。

別 表第 \mathcal{O} 表 厚生年金基金令 (昭 和 四十一 年政令第三百二十四号) の項及び厚生年金基金規則 (昭 和

四十一年厚生省令第三十四号)の項を削る。

別表第二厚生年金基金令の項及び厚生年金基金規則の項を削る。

別表第三厚生年金基金令の項を削る。

別表第四厚生年金基金令の項を削る。

(社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令の一

部改正)

第十二 ·四 条 社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省

(平成二十年厚生労働省令第二号)の一 部を次のように改正する。

第三十三条第四号を次のように改める。

四削除

第三十三条第十九号中 「効力」を「その効力」 に改め、 同条に次の一号を加える。

<u>二</u> 十 公的年 金制 度の 健全性及び信頼性 \mathcal{O} 確 保 のため $\stackrel{\cdot}{\mathcal{O}}$ 厚生年金保 険法等の 部を改正する法律 (平成

二十五年法律第六十三号) 附則第五 一条第一 項又は第三十八条第 項の 規定によりなおその効力を有 す

るものとされた同法第一条の規定による改正前の 厚生年金保険法第百七十三条の二

(日本年金機構の業務運営に関する省令の一部改正)

第十五 条 日 本年 金 機構の業務運営に関する省令(平成二十一年厚生労働省令第百六十五号) の <u>ー</u> 部を次の

ように改正する。

第九条第二号を次のように改める。

二削除

第九条第十号中「による」を「により確定給付企業年金又は企業年金連合会が行う」 に改め、 同条中第

十八号を第十九号とし、 第十七号を第十八号とし、 第十六号の次に次の一 号を加える。

の厚生年金保険法等の一

部を改正する法律

(平成

十七

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のため

二十五年法律第六十三号。 以下この号において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。) 附 則 第

五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一 条の

規定による改 Ē 前の 厚生年金保険法 の規定により平成二十五年厚生年金等改 正法附則第三条第十一号

に規定する存 .続厚生年金基金若しくは平成二十五 年厚生年金等改正 法附則第三条第十三号に規定する

存続連合会が行う給付に関する事務又は平成二十五年厚生年金等改正法附則第七十五条第二項の規定

により企業年金連合会が行う給付に関する事務

(定義)

第二章

経過措置

よる。

改正 前厚生年金保険法 公的年金制度の健全性及び信頼性 の確保のための厚生年金保険法等の一 部を

改 正する法律 (以下「平成二十五年改正法」という。) 第一条の規定による改正前 \mathcal{O} 厚生年金保険法

昭和二十九年法律第百十五号)をいう。

改正後厚生年金保険法 平成二十五年改正法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をいう。

三 改正 前確定給付企業年金法 平成二十五年改正法第二条の規定による改正前 の確定給付企業年金法

平成十三年法律第五十号)をいう。

几 改 正 後確定給付企業年金法 平成二十五年改正法第二条の規定による改正後の確定給付企業年金法 を

いう。

五. 改正後確定拠出年金法 平成二十五年改正法附則第百二条の規定による改正後の確定拠出年金法 伞

成十三年法律第八十八号)をいう。

六 廃止 前厚生年金基金令 公的年金制度の健全性及び信頼性 の確保のための厚生年金保険法等の 部を

改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(以下「平成二十六年整備政令」という。

第 条の規定による廃止前 の厚生年金基金令 (昭和四十一年政令第三百二十四号)をいう。

七 改正 前 確定給付企業年金法施行令 平成二十六年整備政令第二条の規定による改正 前の 確定給付企業

年金法施行令(平成十三年政令第四百二十四号)をいう。

八 改正 後確定給付企業年金法施行令 平成二十六年整備政令第二条の規定による改正後の確定給付企業

年金法施行令をいう。

九 旧 厚生年金基金 平成二十五年改正法附則第三条第十号に規定する旧厚生年金基金をいう。

十 存続 厚生年 金基金 平成二十五 年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。

十 厚生年 -金基金 平成二十五年改正 法附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金 をい う。

存続連合会 平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会をいう。

確定給付企業年金 平成二十五年改正法附則第三条第十四号に規定する確定給付企業年金をいう。

十四四 連合会 平成二十五年改正 法附則第三条第十五号に規定する連合会をいう。

(存続厚生年金基金に係る廃止前厚生年金基金規則等の効力等)

第十七条 存続厚生年金基金については、 第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則 (以下 「廃止前厚

生年金基金規則」 項及び第四項、 第七十五条第一項 という。)第一 章 (第一号及び第十七号に係る部分に限る。)、 (第一条及び第六十六条を除く。) 及び第三章 第七十六条、 (第七十四条の三第三 第八十一条

から第八十三条まで並びに第八十八条を除く。) 並びに附則第二項及び第七項の規定については、 なお そ

の効力を有する。 この場合にお いて、 次の表の上 欄 12 掲げる廃 止 前 厚生年金基金規則の 規定中日 同 表 \mathcal{O} 中 欄

に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

規定による改正前の厚生年金保険法(以下「改正前厚生年	五条第六項又は確定給	
の効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の	六項若しくは第百六十	
平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおそ	法第百四十四条の三第	第三十条の四
の規定により政府	」という。)	
三号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第八条	連合会(以下「連合会	
保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十	の規定により企業年金	
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金	法第百六十一条第一項	第六条第二号

平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおそ	法第百四十四条の三第
効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法	
十五年改正法附則第六十四条第二項の規定によりなおその	
平成二十五年改正法附則第五十七条第二項若しくは平成二	
確定給付企業年金法」という。)第百十五条の二第二項、	
給付企業年金法(平成十三年法律第五十号。以下「改正前	
れた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定	
第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとさ	
金保険法第百六十五条第六項又は平成二十五年改正法附則	
定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年	しくは
項若しくは平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規	百十五条の二第二項若
五年改正法附則第五十三条第六項若しくは第五十四条第二	三年法律第五十号)第
金保険法」という。)第百四十四条の三第六項、平成二十	付企業年金法(平成十

第一項に規定する年金給付等積立金の額をいう。以下同じ		の三第一項第二
年金給付等積立金の額(平成二十五年改正法附則第十一条	年金給付等積立金の額	第三十二条の三
若しくは第五十七条第一項		
第五十九条又は平成二十五年改正法附則第五十四条第一項	第五十九条	
第五項		
百六十五条第五項又は平成二十五年改正法附則第五十三条		
おその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第		
平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりな	法第百六十五条第五項	
する		
第一号に規定する基金脱退一時金相当額をいう。)を総称		
退一時金相当額(平成二十五年改正法附則第四十条第一項		
十四条の三第五項に規定する脱退一時金相当額又は基金脱	時金相当額をいう	
の効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四	五項に規定する脱退一	

 号		·)
第三十二条の十	翌年	翌年(再計算の基準となる日の属する月が十月以降の場合
第二項第二号		は翌々年)
第三十二条の十	認可(確定給付企業年	認可
五第一項	金法第百九条第一項の	
	規定に基づき同法第二	
	条第四項に規定する企	
	業年金が基金となるこ	
	とについての認可を含	
	む。第三項において同	
	U°)	
第三十五条	法第百五十九条第二項	平成二十五年改正法附則第四十条第一号に規定する拠出金
	第一号に規定する拠出	等

	金	
第四十一条の六	構成割合を確認	額及び構成割合を厚生労働大臣に報告
第六十五条第一	法第百六十一条第一項	平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当
項及び附則第七	に規定する責任準備金	額
項	に相当する額	

前 確定給付企業年金法施行規則」 存続厚生年金基金については、 という。)第一条 第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法施行規則 (第三号及び第四号に係る部分に限る。) 。 以 下 第四 条第

2

項

(第六号に係る部分に限る。)、

第五条

(第三号に係る部分に限る。)、

第七条第一

項

(第六号に係

る部分に限る。)、第八条第一項 (第三号に係る部分に限る。)、第十二条 (第二号に係る部分に 限

)、第三十二条の二、第四十九条第三号、 第五十条第四号及び第五号、 第八十七条の二第二項、 第九十条

第二項、 第九十四条第七項、 第百十六条第一項 (第六号に係る部分に限る。)、 第百二十三条、 第百二十

五条の二、 第百二十六条、第百二十七条第二項、 第百二十八条から第百三十六条まで、 第百四十一条、 第

百四十二条並びに附則第五条の二の規定については、 なおその効力を有する。 この場合において、 次の表

の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の

下欄に掲げる字句とする。

		二号及び第百三
		第百二十八条第
		十六条第二項、
	る額	第四号、第百二
	る責任準備金に相当す	五条の二第二項
額	十一条第一項に規定す	五項、第百二十
平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当	厚生年金保険法第百六	第百二十三条第
に規定する責任準備金相当額	る額	
三号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第八条	る責任準備金に相当す	
保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十	十一条第一項に規定す	号
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金	厚生年金保険法第百六	第百十六条第六

十条第一項		
第百三十一条第	厚生年金基金	平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する厚生年
一項第二号及び		金基金
第二項第二号		

3 に係る部分に限る。)、 定拠出年金法施行規則」という。)第三条第一項(第六号に係る部分に限る。)、 存続厚生年金基金については、 第八条第一項 第三条の規定による改正前の確定拠出年金法施行規則 (第二号に係る部分に限る。)、第十条第一項(第二号及び第三号 第六条第一項 (以 下 「改正: (第五 前 確

イに係る部分に限る。)、 第十一条第一 項、 第十五条第一 項 (第十二号に係る部分に限る。) 、第二十一

条第九号、 及び第二項 第二十六条第一 (第一号に係る部分に限る。)、第三十一条、 項 (第五号に係る部分に限る。 第三十九条第二項 第三十条第一項 (第一号に係る部分に限 (第二号ニに係る部分に

る

限る。)、 第四十五条第一項 (第二号に係る部分に限る。)、 第五十六条第一項 (第十二号に係る部分に

限る。)、 第六十二条第四項並びに第七十条第二項 (第二号ハ①に係る部分に限る。) の規定は、 なおそ

の効力を有する。

(物納に関する準用規定)

第十八条 改正 規定 則第五 年改 条 され 用 第 第百三十一 定を適用する場合、 百 \mathcal{O} する場合、 + た改正さ を準 項 剋 規定を適用する場合及び平成二十五年改正法附則第二十八条第三項の 前厚生年金保険法附則第三十八条第一項にお 正 $\widehat{\mathcal{O}}$ 条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正 法 条 規定に 用する場合、 附 \mathcal{O} 前条第二 条かり 規定 則第 前厚生年 平成二十五 ょ を準 五. ら第百三十四条までの 条 第 りなおその効力を有するものとされ 項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行 金保 平成二十五年改正法附則第二十八条第 用する場合、 平成二十五年改 年改 項 険法附則第三十八条第 \mathcal{O} 規定に 正 法 平成二十五年改 附 より 則第二十七 Ē 規定は、 法附 なおその効力を有するも 則第二十五 条第二 平成二十五年改正 項に Ē いて準用する改正前 法附則第十 た改正 お 項 条第一 V \mathcal{O} て準 規定により 項 前 -用する改 項において平成二十五年 の規定によりなおその効力を有するも 確 八条第 \mathcal{O} 法附則第九条第 定 給付 とされ 前 確定給付企業年金法第百 な ?企業年 項にお 正 確定給付企業年金法第百十 お 前 その た改 規定により 確 金法第 定 効 7 正 (力を有) 給付 て平 前 項に 確 なおその 企業年 百 定 成二十五 改正 するも + 給 おい 匝 付 て平成 金法 条 法 企業 一年改 効力を有 + 附 \mathcal{O} \mathcal{O} 第 とさ 規 年 則 几 二十五 匝 条 定 第 百 金 正 れ 条 規則 + \mathcal{O} を 五. 法 法 す 厄 لح 進 附 規 た 条 \mathcal{O} 第

るものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法

第百十四条の規定を適用する場合について準用する。

(責任準備金相当額の減額の申請)

第十九条 平成二十五年改正法附則第十一条第一 項の規定による責任準備金相当額 (平成二十五年改正 法附

則第八条に規定する責任準備金相当額をいう。 以下同じ。)の減額の申請 (以 下 「自主解 散型 減 額 申 請

という。) 及び平成二十五年改正法附則第二十条第一項の規定による責任準備金相当額 の減額 の申請 以

下 「清算型減額申請」という。)は、代議員会において代議員の定数の三分の二以上の多数により議決

申 請書に、 次の各号に掲げる書類を添付 して厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

自主 解散型 減 額申 請 又は清算型減額申請をした日 (以下この条及び次条において 「減額申請日」とい

う。)前一月以内現在における財産目録及び貸借対照表

前号の財産 目録及び貸借対照表を作成する日を解散する日とみなして、 自主解散型減額申請にあって

は平成二十五年改正法附則第十一条第七項の規定、 清算型減額申請にあっては平成二十五年改正法附則

第二十条第三項の規定の適用がないものとして計算した責任準備金相当額及びその算出の基礎となる事

項を示した書類

三 次のイ又はロのいずれかに掲げる書類

1 減額申請 日 の属する月前二年間において公的年金制度の健全性及び信頼性 の確保のための厚生年金

保険 法等の 部を改正する法律 の施行に伴う経過措置に関する政令 (平成二十六年政令第七十四号。

「平成二十六年経過措置政令」という。)第三条第二項の規定によりなおその効力を有するも

とされた廃止前厚生年金基金令第三十三条の規定により算定された額の掛金を徴収していたことを証

する書類

口 次条第一 項の規定に基づき計算した率及びその算出の基礎となる事項を示した書 類

匹 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていることを証

る書類

五. 第一 号において財産目録及び貸借対照表を作成する日を平成二十六年経過措置政令第十条第一項第

号 Ď 解散 L た日 (清算型減額申請にあっては、 平成二十五年改正法附則第十九条第九項の規定により解

散 した日)とみなして平成二十六年経過措置政令第十条の規定に基づき計算した額及びその算出 の基礎

となる事項を示した書類

(自主解散型基金等の加入員の標準報酬月額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額の比率の計

算方法)

第二十条 二条第一号及び第十三条第一号イにあっては自主解散型基金 規定する自主解散型基金をいう。 第二十三条第一号及び第二十四条第一号イの当該基金 平成二十六年経過措置政令第九条第一号、 以下同じ。)、平成二十六年経過措置政令第二十条第一号、 第十二条第一号、 (平成二十六年経過措置政令第九条第一号、 (平成二十五年改正法附則第十一 第十三条第一号イ、第二十条第 条第一項に 第十 一号

第一号及び第二十四条第一号イにあっては清算型基金 る清算型基金をいう。 以下同じ。) をいう。 以下この項において同じ。 (平成二十五年改 Ē の加入員 法附則第十九条第一 $\widehat{\mathcal{O}}$ 標準 報 酬 項に規 月 額 O総 定 額

及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額 (免除保険料額 (平成二十六年経過措置政令第九条第一 号に 規

定する免除保険料額をいう。 以下同じ。) に相当する額を除く。 次項及び次条において同じ。) 0) 比 率と

して厚生労働省令で定めるところにより計算した率は、 第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得

た率から第三号に掲げる率を控除して得た率とする。

減額申請日 (平成二十六年経過措置政令第九条第一号、第十二条第一号、第十三条第一号イ、

1 て同じ。)の属する月前二年間に当該基金が徴収した掛金 第二十三条第一号及び第二十四条第一号イに規定する申請をした日をいう。 一の総額 (平成二十五年改正 法附品 以下この号にお 三則第五 条第

項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険 法附則第三十二条第 項 \mathcal{O} 認

可を受けた基金にあっては、 掛金の額と当該認可を受けなかったとした場合に得られていたと見込まれ

る免除保険料額を合計した額 の総額) を、 当該基金の加入員又は加入員であった者に係る減額申請 日 \mathcal{O}

属する月前二年間 \mathcal{O} 標準報酬 月額の総額及び標準賞与額の総額で除して得た率

匹 (平成二十六年経過措置政令第十三条第一号イ又は第二十四条第一号イの規定に基づき率を計

算する場合にあっては、 一・三六)を、 当該基金における平均的 な老 齢年金給付の額 (平成二十五 改

正 法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附 則第三

十二条第一項の認可を受けた基金にあっては、 当該認可を受けなかったとした場合に支給していたと見

込まれる老齢 年 -金給付 1の額) の当該基金における平均的 な代行給付 (平成二十五年改 Ē 法附 則第 五 条第

項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二条第二項 に規定

する額に相当する部分の老齢年金給付をいう。)の額に対する比率で除して得た率

三 第一 号の期間における当該基金の免除保険料額の総額を、 同号の標準報酬月額 の総額及び標準賞与額

の総額で除して得た率

2 前 項 \mathcal{O} 規定は、 平成二十六年経過措置政令第十八条第三項第一号の当該存続厚生年金基金 \mathcal{O} 加入員 0 標

準 .報 酬 月 額 の総 額 及び 標準賞与 額 の総額に対する掛 金 $\overline{\mathcal{O}}$ 総額の比率として厚生労働省令で定めるところに

ょ り計算した率について準用する。 この場合において、 前項第一号中 「減額申請日 (平成二十六年経 過 措

置政 介第-九条第一号、第十二条第一号、 第十三条第一号イ、 第二十条第一号、 第二十三条第一号及び第二

+ -四条第 一号イに規定する申請をした日」 とあるのは 「指定日 (平成二十六年経過措置政令第 十八条第二

項 第 号に規定する指定日」と、 「減額申請 日 . の _ とあ いるのは 「指定日 (T) と、 同 項第二号中 兀

平成二十六年経 過措置政令第十三条第一号イ又は第二十四条第一 号イの規定に基づき率を計算する場合に

あっては、一・三六)」とあるのは 四」と読み替えるものとする。

(平成二十一年度及び平成二十三年度における全ての厚生年金基金の加入員 の標準報酬 月額の総額及び 標

準賞与額の総額に対する掛金の総額の比率)

第二十一条 平成二十六年経過措置政令第九条第一号、第十二条第一号、 第十三条第一号イ、 第十八条第三

第二十条第一号、第二十三条第一号及び第二十四条第一号イの平成二十一年度及び平成二十三

年度における全ての厚生年金基金の加入員の標準報酬 月額の総額及び標準賞与額 の総額に対する掛金 一の総

額 \bigcirc 比率として厚生労働 省令で定める率は、 千分の二十六とする。

(自主解散型納付計画等の承認の申請)

第二十二条 存続厚生年金基金による平成二十五年改正法附則第十二条第一項(平成二十六年経過措置政令

第十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。 以下同じ。)に規定する自主解散型納 付 計

画 (以 下 自 主 解散型納 付計 画 という。)及び平成二十五年改正法附則第二十一条第 項 (平成二十六

年経過措 一置政令第二十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。 以下同じ。) に規定する

清算型納 付計画 (以下「清算型納付計画」という。) の承認の申請は、 代議員会において代議員の定数 $\widehat{\mathcal{O}}$

三分の二以上の多数により議決 Ļ 申請書に、 当該存続厚生年金基金に係る自主解散型納付計 画又は 清算

型納 付付 計画 (以 下 「自主解散型納 付計 画 等」という。) 及び次の各号に掲げる書類を添付して、 厚生労働

大臣に提出することによって行うものとする。

平成二十五年改正法附則第十二条第一項又は第二十一条第一項の規定による申請をした日 (以 下 納納

付 猶予申請日」 という。)前一月以内現在における財産目録及び貸借対照表

前号にお į, 7 財産 目 録及び貸借対照表を作成する日 を解散する日とみなして計算した責任準備 金 相 当

額及びその算出の基礎となる事項を示した書類

三 次のイ又はロのいずれかに掲げる書類

1 納付猶予 申 -請日 \mathcal{O} 属する月前二年間において平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定により

なおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三条の規定により算定された額 の掛

金を徴収していたことを証する書類

口 第二十条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に基づき計算した率及びその算出 の基礎となる事項を示し た書

几 年金たる給付又は一 時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていることを証 す

る書類

2 存続厚生年 -金基: 金は、 自主解散型納 付計画等 \mathcal{O} 承 認 \mathcal{O} 申請をする場合には、 当 該· 自 主 解散型納 付 計 画 . 等

 \mathcal{O} 承認の 申請に伴う平成二十五年改正法附則第五条第一 項の規定によりなおその効力を有するものとされ

た改正 前厚生年金保険法第百十五条第二項の規定による規約の変更の認可の申請を、 当該自主解散型納付

計画等の承認の申請を行う日までに行わなければならない。

3 存続厚生年金基 金の設立事業所 (平成二十五年改正 法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有

す るものとされ た改 正 前厚生年金保険法第百十七条第三項に規定する設立 事 業 所 をいう。 以下同じ。 (T)

事 業主 (当該存 続厚生年金基金を共同して設立してい る場合にあっては、 当該存続厚生年金基金を設立 L

てい る各事業主 (平成二十六年経過措置政令第十六条第一項及び第二十八条第一項に規定する基金 括 納

付 対象事業主を除く。)。 以下この項及び次項、 第二十三条第一項第二号、 第二十四条並びに第二十五 条

第二項にお いて同じ。) は、 自 主 解散型納 付計 画 等 \mathcal{O} 承認の 申 請 を行う場合は、 申請 書に次の各号に掲げ

る書 「類を添付し、 厚生労働大臣 に提出することによって行うものとする。

一 当該事業主に係る自主解散型納付計画等

当該自主解散型納付計画書等に記載された当該設立事業所 の事業主に係る納付の猶予を受けようとす

る額の支払期月及び当該支払期月ごとに支払う額を記載 L た書類

三 損益計算書その他の当該設立事 業所の収支の状況を示す書類 (第二十五条第一項において 損 益計 算

書等」という。)

4 前項の提出は、 当該設立事業所の事業主が設立している存続厚生年金基金を経由して行うものとする。

ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(自主解散型納付計画等の記載事項)

第二十三条 平成二十五年改正法附則第十二条第三項第四号及び第二十一条第三項第三号の厚生労働省令で

定める事項は、次の各号に掲げる事項 (設立事業所の事業主が単独の存続厚生年金基金にあっては、

号に掲げる事項を除く。)とする。

清算が結了するまでの間における自主解散型納付計画等に基づく事務その他の清算に係る事務の執行

に関する事項

納付の猶予を受けようとする金額に係る設立事業所の事業主ごとの負担方法

2 平成二十五年改正法附則第十二条第四項第三号及び第二十一条第四項第三号の厚生労働省令で定める事

項は、次の各号に掲げる事項とする。

当該設立事業所の事業主が設立している存続厚生年金基金が解散した後に確定給付企業年金若しくは

改正 後確定拠出年金法第二条第二項に規定する企業型年金(以下「企業型年金」という。) を実施する

場合又は中小企業退職金共済法 (昭和三十四年法律第百六十号) 第二条第三項に規定する退職金共済契

約 (以下単に 「退職金共済契約」という。 を締結する場合は、 その 概要

納付 の猶予を受けようとする期間 が五年を超える場合は、 その 理 由

3 平成二十五年改正法附則第十二条第四項第二号及び第二十一条第四 項第二号の当該事 業主が 納付 1の猶予

を受けようとする額は、 年を単位として分割して当該自主解散型納付計画等に記載しなければならな

(自主解散型納付計画等の承認の要件)

第二十四条 平成二十五年改 正法附則第十二条第七項第二号及び第二十一条第六項第二号の厚生労働省令で

定める要件は、次のいずれにも該当するものであることとする。

収支の状況その他当該設立事業所の経営の状況から見て当該自主解散型納付計画等に記載された当該

設立事業所 の事業主に係る納付の猶予を受けようとする額及びその期間の設定が合理的なものであるこ

کی

年を単位として分割して自主解散型納付計画等に記載された当該設立事業所の事業主に係る納付 の猶

予を受けようとする額の年ごとの額の設定が合理的なものであること。

三 当該設立事業所の事業主の負担する金額が前条第一項第二号に規定する事業主ごとの負担方法その他

の事情から見て適正なものであること。

(納付計画の変更)

第二十五条 平成二十五年改正法附則第十四条第 一項 (同条第四項、 平成二十五年改正法附則第二十三条及

び第三十二条において準用する場合を含む。以下この項及び第三項において同じ。)の規定により自 主 解

散型納付計画等及び平成二十五年改正法附則第三十条第一項(平成二十六年経過措置政令第三十七条の規

定により読 み替えて適用する場合を含む。 以下同じ。) に規定する清算未了特定基金型納 付計 画 (以 下

清算 未了 特定基金型納付計画」という。)(以下これらの 計画を単に 「納付計 画 という。 0 変更 申

請 は、 申請書に、 変更後の納付計画及び平成二十五年改正法附則第十四条第一項の猶予がされた期間 内 に

猶 予がされた額を納付することができないやむを得ない理由及び損益計算書等を添付して厚生労働大臣 に

提出することによって行うものとする。

2 存続厚生年金基金の設立事業所の事業主は、 自主解散型納付計画等の承認の申請をする場合は、 当該承

認 の申請と同時に、 平成二十五年改正法附則第十四条第一項の規定による自主解散型納付計画の変更の 承

認 0 申請又は平成二十五年改正法附則第二十三条において準用する同項の規定による清算型納付計 画 \mathcal{O} 変

更の承認の申請をすることができる。

3 厚生労働 大臣 は、 平成二十五年改正 法附則第十四条第 項の 承認 の申請があ った場合におい て、 当該 申

請 が次に掲げる要件のいずれにも適合すると認めるときは、 その承認をするものとする。

収支の状況その他当該設立事業所の経営の状況から見て当該変更後の納付計画に基づき納付すること

が可能であると見込まれること。

年を単位として分割して当該変更後の納付 計 画に 記載された当該設立 事業所の事業主 (当該存 続 厚生

年 -金基 一金を共同 して設立している場合にあっては、 当該存続厚生年金基金を設立して 7 、る各事 業主 平

成二十六年経過措置政令第十六条第一項及び第二十八条第一項並びに平成二十六年経過措置政令第三十

七 条において読み替えて適用する平成二十五年改正法附則第三十条第一項に規定する基金 括納付 . 対象

事 業主を除く。)) に係る納付の猶予を受けようとする額の年ごとの額の設定が合理的であると認めら

れること。

(納付の猶予の場合の加算金の徴収)

第二十六条 平成二十五年改正法附則第十六条第一項(平成二十五年改正法附則第二十三条及び第三十二条

にお いて準用する場合を含む。)に定める加算金のうち同項第一号に定める額については、 徴収金額 0

部につき納 付が あ ったときに、 当該納付額を同号における徴収金額とみなして同号の規定により計算した

額を徴収するものとする。

(清算計画の提出)

第二十七条 平成二十五年改正法附則第十九条第七項の規定による清算計画は、 代議員会において代議員 $\widehat{\mathcal{O}}$

定数の三分の二以上の多数により議決し、 厚生労働大臣が指定する日までに厚生労働大臣に提出 しなけれ

ばならない。

、清算未了特定基金型納付計画の提出

第二十八条 清算未了特定基金型納付計画は、 当該清算未了特定基金型納付計画に次に掲げる書類を添付し

て、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

当該清算未了特定基金 (平成二十五年改正法附則第三十条第一項に規定する清算未了特定基金をいう

以下同じ。) が清算未了特定基金型納付計画の提出に同意したことを証する書類

損益計算書その他の当該清算未了特定基金の設立事業所の事業主 (当該存続厚生年金基金を共同して

設立している場合にあっては、 当該存続厚生年金基金を設立している各事業主 (平成二十六年経過 措 置

政令第三十七条において読み替えて適用する平成二十五年改正法附則第三十条第一項に規定する基 金

括納付対象事業主を除く。)。 以下この条、 次条第一項及び第三十条において同じ。) の経営の状況を

示す書類

三 当該設立事業所の事業主に係る納付の猶予を受けようとする額の支払期月及び当該支払期月ごとに支

払う額を記載した書類

几 平成二十五年 -改正法 :附則第三十条第五項の規定に基づき算定した額 の算定の根拠を示す

2 前 項の提出は、 当該設立事業所の事業主が設立している清算未了特定基金を経由して行うことができる

ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

0

、清算未了特定基金型納付計画の記載事項)

第二十九条 平成二十五年改正法附則第三十条第四項第三号の厚生労働省令で定める事項は、 当該設立事業

所の事業主について確定給付企業年金若しくは企業型年金を実施している場合若しくは実施する場合又は

退 |職金共済契約を締結している場合若しくは締結する場合にあってはその概要とする。

2 平成二十五年改正法附則第三十条第四項第二号の当該事業主が納付の猶予を受けようとする額は、 年を

単位として分割して当該清算未了特定基金型納付計 画に記載しなければならない。

(清算未了特定基金型納付計画の承認の要件)

第三十条 平成二十五年改正法附則第三十条第七項第一号の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいず

れにも該当するものであることとする。

収支の状況その他当該設立事業所の経営の状況から見て当該清算未了特定基金型納付計画に記 職され

た当該 設立事業所の事業主に係る納付の猶予を受けようとする期間の設定が合理的であると認められ . る

ر ک

年を単位として分割して当該清算未了特定基金型納付計画に記載された当該設立事業所の事業主に係

る納付の猶予を受けようとする額の年ごとの額 の設定が合理的であると認められること。

(実施事業所の一部に係る事業に主として従事していた者)

第三十一条 平成二十六年経過措置政令第四十条第一号の厚生労働省令で定める者は、 次のとおりとする。

であって、 平成二十六年経過措置政令第四十条第一号に規定する存続厚生年金基金の設立事業所に使用される者 事 業 の承継が行わ れる時点において承継される事業に主として従事 してい たも

事 業 \mathcal{O} 承 継 の時 点に お いて承継される事業に主として従事 L て 7 ない 者であ 0 て、 当該 時点後に当該

承 ·継される事業に主として従事することとなることが明らかであるも

(存続厚生年金基金から移行した確定給付企業年金の掛金の額の計算に関する経過措置

第三十二条 平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の 規定に基づき残余財産 の交付を受けた確定給付企

業年

金

の事

業主等

(改正

後確定給付企業年金法第二十

九条第一

項に規定する事業主等をいう。

以下

同

に係る第二条 \mathcal{O} 規定による改正 後 \mathcal{O} 確定給付企業年金法施行規則 (以 下 「改正: 後確定給付 1企業年 金 法 施

行 規則」という。)第四十六条第一項に規定する特別掛金額 (以 下 「特別掛金額」という。) について、

当該交付された残余財産を原資として老齢給付金等 (平成二十五年改正法附則第三十五 条第二 項に規定す

る老 齢 給 付金等をいう。 第三十六条にお いて同じ。 の支給が行わ れる者に係る額を改 Ī 後確 定給 付 企 業

年金法施行規則第四十六条第一項第三号に規定する方法により計算する場合にお いては、 同号の規定に か

カコ わらず、 同号中「百分の十五」とあるのは、 「百分の十に平成二十六年四月一日から公的年金制度の 健

の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

(平成二十五年法律第六十三号)

全性及び信頼性

附則第三十五条第 一項の 規定に基づき残余財産の交付を受けた日までの年数 (その期間 に一年に満 たない

端 数 が あ る場合に あ いっては、 これを切り捨てるものとする。 に百分の 五を乗じて得た数を加 算 した

数 (当 該 数が百分 分の十五を超える場合にあっては、 百分の十五とする。)」とすることができる。

2 平 成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前 確定給付

企業年金法第百十条の二第三項、 第百十一条第二項又は第百十二条第四項の規定に基づき存続厚生年 金 基

金 \mathcal{O} 設立 事業所 に使用される当該存 続厚生年金基 金 \mathcal{O} 加 入員及び加入員であった者に係る給付 伞 ·成二十

五. 年 改 Ē 法 附 則第五条第 項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保 険 法 第百

三十二条第二項に規定する額に相当する給付を除く。次条第一項、第三十四条第一項、 第三十五条及び第

三十六条において 「存続厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る改正前 確定給付企業年 金 法 \mathcal{O}

規定による給付」 という。 の支給に関する権利義務を承継した確 定給付企業年金の事 業主等に係 る 特 莂

掛 金額について、 当該給付の支給に関する権利義務が移転された者に係る額を改正後確定給付企業年 金法

3

- 五を乗じて得た数を加算した数 (当該数が百分の十五を超える場合にあっては、 百分の十五とする。
- 」とすることができる。
- 4 平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定に基づき確定給付企業年金の事業主等が残余財産 一の交
- 付を受けた場合に お į١ て、 財政計算 (改正後 確 定給 付企業年金法施 行規則第二十四条第 一号イ(1) に規 定 す
- る財政計算をいう。 以下同じ。) を実施する場合にあっては、 改正後確定給付企業年金法 施行 規則第四十
- 六条第一 項の規定にかかわらず、 特別掛金額は、 次の各号に掲げる額を合算した額とすることができる。
- この場合において、 第一号に掲げる額の計算に係る同項第一号、 第二号又は第四号の規定の適用について

「三十年」とする。

は、

同

項第一号中

「二十年」とあるのは、

- 当 該 残余財産 の交付に係る実施事業所の当該残余財 産が交付された者に係る過去勤務債務 の額 (改 正
- 後 確定給付企業年金法施行規則第四十六条第一項に規定する過去勤務債務の額をいう。 以下同じ。) (T)
- 全部又は一部 (次号及び次項において「厚生年金基金の過去期間通算による過去勤務債務の 額 という
- について、 同条第 項 第 一 号、 第二号又は第四号の 規定に基づき計算 l た額
- 過去勤務債務の額から厚生年金基金の過去期間 通算による過去勤務債務の額を控除 した額について、

改正後確定給付企業年金法施行規則第四十六条第一項から第六項までのいずれかの規定に基づき計算

た額

5 前 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 場合にお いて、 前回 の財政計算において発生した厚生年金基金 の過去期間通算による過去勤務債

務 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 償 却が完了してい な 1 場合に あ つ ては、 改 Ē 後 確 定給 付 企業年 -金法施 行 規則第四 十六条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$

規定 に カ かわらず、 特別掛 金額 は、 次の各号に掲げる額を合算した額とすることができる。

前 回 \mathcal{O} 財 政 計算にお いて計算した特別掛金額のうち、 厚生年金基金の過去期間通算による過去勤務債

務の額に係る部分の額

今 回 \mathcal{O} 射 政 計 算に お 1 て発生した過去勤務債務 \mathcal{O} 額 か ら前 口 0 財 政 計算に お いて発生 した厚生 年 金基

金 0) 過 去 期 間 通 算による過 去勤 務 債 務 \mathcal{O} 額 のうち 償却されて 1 な V) 額 を控除 L た額に つ *(*) て、 改 Ī 後 確

定給付企業年金法施行規則第四十六条第一項から第六項までのいずれ かの規定に基づき計算 した額

6 前二項 の規定は、 第二項 の規定に基づき特別掛金額を計算した場合について準用する。 この 場合に お 1

て、 第四 |項第一 号中 「残 / 余財産 の交付」 とあり、 及び 「過去期間 通 算」 とあ るの は 権 利 義務 \mathcal{O} 承 継 لح

「当該 **咚残余财** 産が交付された者」とあるのは 権 利 義務が承継された者」と、 同項第二号及び前項中

過 一去期間 通算」とあるのは 「権利義務の承継」と読み替えるものとする。

7 第四 項及び第五 項の規定は、 第三項の規定に基づき特別掛金額を計算した場合について準用する。

場合にお いて、 第四項第一号中 「当該残余財産の交付に係る」 とあるのは 「当該」と、 「当該残余財 産 が

交付された者」 とあ るの は 「当該 過 去 期 間 通算 が 行 わ ħ た者」 と読 み替えるものとする。

(存続厚生年金基 金の 設立事業所が確定給付企業年金を実施する場合の 積立不足による掛金の 額の再計

の特例)

第三十三条 平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定に基づき残余財産の交付を受けた確定給付企

業年 · 金 の 事業主等が当該 ○残余財 産 の交付に係る者に係る特別掛 金額に ついて、 存続厚生 年金基 金 \mathcal{O} 加 入員

及び加入員であっ た者に係る改 正 前 確定給付企業年 金法 \mathcal{O} 規定による給 付の支給に関する 権利 義 務 を 承 継

し た 確定給付企業年金の事業主等が当該権利義務が移転された者に係る特別掛金額について、 又は平成二

十 五 年改正法附 則第十一 条第五項若しくは第二十条第二項の規定に基づく認定若しくは平成二十五 年改正

法附則第十三条第二項若しくは第二十二条第二項の規定に基づく納付の猶予を受けた存続厚生年金基

金

 \mathcal{O}

設立 事 業所が新たに確定給付企業年金を実施し、 改正後確定給付企業年金法第二十八条第三項若しくは 平

十四号)第三十条第一項の規定に基づき平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金

基金の加入員であった期間を算入した日までの年数 (その期間に一年に満たない端数がある場合にあって

にあっては、二十年とする。)」とする。

は、

これを切り捨てるものとする。)を三十年から控除して得た年数

(当該年数が二十年未満となる場合

2 事 業年度の末日が平成二十七年三月三十一日から平成三十六年三月三十日までの間における前項の場合

準用する。 については、 この場合において、同号中「三十年」とあるのは、 同項において読み替えられた改正後確定給付企業年金法施行規則第五十六条第一号の規定を 次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて

それぞれ同表の下欄に掲げる年数に読み替えるものとする。

二十二十七年 年 年	事業年度の末日が平成三十一年三月三十一日から平成三十二年三月三十日までの間事業年度の末日が平成三十年三月三十一日から平成三十一年三月三十日までの間事業年度の末日が平成二十九年三月三十一日から平成三十年三月三十日までの間
二十八年	事業年度の末日が平成二十八年三月三十一日から平成二十九年三月三十日までの間
二十九年	事業年度の末日が平成二十七年三月三十一日から平成二十八年三月三十日までの間

事業年度の末日が平成三十五年三月三十一日から平成三十六年三月三十日までの間	事業年度の末日が平成三十四年三月三十一日から平成三十五年三月三十日までの間	事業年度の末日が平成三十三年三月三十一日から平成三十四年三月三十日までの間	事業年度の末日が平成三十二年三月三十一日から平成三十三年三月三十日までの間
十一年	十二年	十三年	十四年

(解散した存続厚生年金基金から残余財産の交付を受けた場合等の積立不足に伴い拠出すべき掛金 一の額に

ついての経過措置)

第三十四 が 業年金の当該残余財産の交付に係る者、 受けた存続厚生年金基金の設立事業所が新たに実施する確定給付企業年金 若しくは平成二十五 定給付企業年金法 二十八条第三項又は平成二十六年経過措置政令第三十条第一項の規定に基づき当該存続厚生年金基金 承継された者又は平成二十五年改 条 平成二十五年改正法附則第三十五 の規定による給付の支給に関する権利義務を承継 年改正法附 則第十三条第二項若しくは第二十二条第二 Ē 法 ||附則第十一条第七項若しくは第二十条第二項 存続厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る改正 条第 項 の規定に基づき残余財産の交付を受けた確定給付 した確定給付企業年金の当該権 一項の (改正後確定給付企業年 規定に基づ \bigcirc 規定に基づく く納 付 \mathcal{O} 金法 猶 利 認 前 \mathcal{O} 予 義 加 定 務 第 を 確 企

ところにより計算した額は、 入員であった期間を加入者期間に算入(以下この項において「過去期間通算」という。)した場合に限る の当該過去期間通算を行った者に係る改正後確定給付企業年金法第六十三条の厚生労働省令で定め 改正後確定給付企業年金法施行規則第五十八条の規定にかかわらず、 次の各 Ź

号に掲げる額を合算した額とすることができる。

0) 延 匹 承継又は当該 た数を加えた数」と、「十で」とあるのは これを切り捨てるものとする。) 長年 は とあるのは 以下 改正 「十分の一に一を十五に延長年数を加えた数で除した数を乗じた数」と、 日から当該事業年度の末日までの年数 数を加えた数で除した数を乗じた数に十分の一に一を十に延長年数を加 後確定給付企業年金法施行規則第五十八条第一号の表中 「延長年数」という。) 過 「を十五に延長年数を加えた数で除して」として、 一去期間 .通算に係る者に対して改正後確定給付企業年金法施行規則第五十八条第一号の規 を加えた数で」と、 を十から減じた数 「十に延長年数を加えた数で」と、 (その期間に一年に満たない端数がある場合にあっては、 「六十分の一」 (当該数が零未満となる場合にあっては、 「五で」とあるのは 当該残余財産 とあるの は の交付、 えた数で除 「十分の一に一を十五 「に十五分の一を乗じて 「百五十分の一」 「五に平成二十六年 当該 いした数が 権 利義 とある で乗じ 務 \mathcal{O} に

定に基づき計算した額

当該 残余財産 の交付、 当該権利義務の承継又は当該過去期間通算に係る者以外の者に対して改正後確

2 事 業年 度 の末 日 が平成二十九年三月三十日ま での 間 に おける前 項 \mathcal{O} 規定の適用を受ける場合に係 る改正

定給付企業年金法施行規則第五十八条第一号の規定に基づき計算し

た額

後 確 定給付企業年 金法施行規則附則第二条の規定 の適用については、 同条第一項の表中 千五 |百分の十九

とあるのは 「五十万分の三千三百」と、 「千五百分の二十一」とあるのは 「四十五万六千分の三千五 百

四十」と、 「千五百分の二十三」とあるのは 「四十一万四千分の三千七百四十」と、 「千五百分の四」と

「千五百分の六」とあるのは

「二千四百分の六」と、

「千五百分の八」

とあるのは「二千三百分の八」とする。

あるのは

二千五

百分の四」と、

(存続厚生年金基金から移行した場合の最低保全給付に関する経過措置

第三十五条 平成三十一年三月三十一日までの間に存続厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る

改正 前 確定給付企業年金法の規定による給付の支給に関する権利義務を承継した事業主等に係 る確 定給 付

企業年金に対する改正後確定給付企業年金法施行規則第五十四条第二項の規定の適用については、 当該権

利 を有することとなる日から当該事業年度の末日までの年数 義務 $\widetilde{\mathcal{O}}$ 承継により増加する同項に規定する最低保全給付の額に、 (その期間に一 当該 権利義務の承継に係る規約が効力 年に満たない端数がある場合に

零とする。 を五 で除 して得た数を乗じて得た額を同 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により控除 する額 に加算することができる。

(回復計画に係る経過措置)

あ

っては、

これを切り捨てるものとする。

) を 五

から減じた数

(当該数が零未満となる場合に

あ

って

は

第三十六条 業所が 改正 に 経過措置政令第三十条第一 第十三条第二項若しくは第二十二条第二項の規定に基づく納付の猶予を受けた存続厚生年金基 成二十五年改 わ よる給付 れ るも 法附則第十一条第五項若しくは第二十条第二項の規定に基づく認定若しくは平成二十五年改正法附 新たに の又は 事業年 の支給に関する権利 正法附則第三十五条第一項の規定に基づき残余財産 確定給付 存 続厚生年金基 度の末日が平成三十六年三月三十日までの間において、 企業年金を実施し、 項の規定に基づき当該存続厚生年金基金の加入員であ 義務が 金 $\overline{\mathcal{O}}$ 加 入員及び加入員であった者に係る改正前 承継され 改正 たも 後 確定給付企業年金法第二十八条第三項又は平成一 \mathcal{O} に 限る。 を使用する実施 の交付を受けて老齢給付金等 確定給付企業年金の加入者 確定給付 った期間を算入した場合 事業所又は平成三 企 業年 の支給が 金 金 0) 法 <u>二</u> 十 二十六年 設 \mathcal{O} 立 五. 規 が 伞 定 行 事 則 年

に あ 0 ては当該設立事業所であった実施事業所に係る第九条の規定による改正後の確定給付企業年金法施

行規則の 一部を改正する省令附則第四条第一項の規定の適用については、 同項中次の表の上欄に掲げる字

句を同 表の 中欄に掲げる期間 の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

	三十六年三月三十日までの間	
八年	事業年度の末日が平成三十五年三月三十一日から平成	
	三十五年三月三十日までの間	
九年	事業年度の末日が平成三十四年三月三十一日から平成	
十年	事業年度の末日が平成三十四年三月三十日までの間	七年

(解散し た存続厚生年金基金 の加入員期間の一 部を老齢給付金等の 額の算定の基礎とし て用 1 る際 の算定

方法)

第三十七条 ときは、 次の各号に掲げる要件を満たす算定方法によらなければ 平成二十六年経過措置政令第四十二条の規定により確定給付企業年金の加入者期間に算入する ならない。 ただし、 当該 解散 基 金 加 入員

等 (平成二十五年改正法附則第三十五条第一項に規定する解散基金加入員等をいう。 以下同じ。 が遺族

給付金の受給者であった場合は、この限りでない。

確定給付企業年金の規約に照らして当該交付された解散した存続厚生年金基金の残余財産の額の算定

 \mathcal{O} 基礎となる期間を算定すること。ただし、 算定された期間が当該解散基金加入員等の当該解散 L た存

存続厚生年金基金の加入員であった期間とすること。

続厚生年金基金

の加入員であった期間を超える場合にあっては、

当該

解散基金加入員等の当該解

散

した

その他当該解散基金加入員等について不当に差別的なものでなく合理的な計算方法であると認められ

ること。

(平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定による申出等)

第三十八条 平成二十五年改正法附則第三十五条第 項の 規定による申 出 は、 解散基金加 入員等に係る次 \mathcal{O}

各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記載した磁気ディスクを、 確定給付企業年金の事業

主等に提出することによって行うものとする。

氏名、性別、生年月日及び住所

平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定に基づき交付を申し出る残余財産 一の額

書 を当該解散基金加入員等に送付することによって行うものとする。

資産管理運 用機関等 (改正後確定給付企業年金法第三十条第三項の規定にする資産管理運用機関等を

いう。)が残余財産の移換を受けた年月日及びその額

平成二十六年経過措置政令第四十二条の規定により解散基金加入員等に係る加入者期間に算入される

期間

3 平 成二十五年改正法附則第三十五条第五項に規定による公告は、 事業主等の事務所の掲示板に掲示して

行うものとする。

(解散した存続厚生年金基金による交付の申出等)

第三十九条 平成二十五年改正法附則第三十六条第一項 (同条第七項において準用する場合を含む。 以下同

の申出は、 解散存続厚生年金基金 (同条第一項に規定する解散した存続厚生年金基金をいう。 以 下

この条及び第四十二条において同じ。 の設立事業所 \mathcal{O} 事業主のうち、 その 雇用する解散基金加入員 (同

項に規定する解散基金加入員をいう。 以下同じ。)に分配すべき残余財産のうち被共済者持分額 (以 下

被共済者持分額」という。) の範囲内の額の交付を希望する事業主 (以 下 「対象事業主」という。)ごと

に、 次に掲げる事項を記載した書面を独立行政法人勤労者退職金共済機構 (以下この条及び第四十二条に

お いて 「機構」という。)へ提出することにより行うものとする。

一 解散存続厚生年金基金の名称、住所及び基金番号

一 解散存続厚生年金基金が解散した日

三 対象事業主の氏名又は名称及び住所

兀 対象事業主 の雇用する解散基金加入員 (被共済者持分額のうち、 対象事業主が機構 への交付を希望す

る額 (以 下 「交付予定額」という。)の交付を希望する者に限る。 の氏名

五 前号の解散基金加入員に係る交付予定額及びその総額

六 第四号の解散基金加入員に係る存続厚生年金基金の加入員の資格の取得及び喪失の年月日並びに当該

存続厚生年金基金の加入員であった期間の月数

七 その他申出に関し必要な事項

前項の書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

2

- 対象事業主及び前項第四号の解散基金加入員が、 交付予定額の交付を希望することを証する書類
- 二 解散存続厚生年金基金が解散した日を証する書類
- 三 前項第六号の年月日及び月数を証する書類
- 3 解 散 存 続 厚生年 -金基· 金は、 交付予定額 の交付 につい ては、 当該交付予定額の 総額を機 構が指定する預 金

 \Box 座 振り込むことにより行うものとし、 当該交付 は、 機構が当該 預金口座を指定した日から起算して六

十日以内に行わなければならない。

(掛金納付月数の通算等)

第四十条 平成二十五 年改正法附則第三十六条第二項の規定による掛金納 付月数 0 通算 は 同 条第 項に規

定する退 職 金共済契約 (以下この 項及び第四十二条にお 1 7 「 退 職 金共済契約」 という。 \mathcal{O} 効 力が 生じ

た 日 0 属する月から当該通算する月数分遡った月における同日に応当する日 (当該同 日に応当する日 が な

1 月 に お いては、 当該月の末日) に退職金共済契約の効力が生じ、 かつ、 当該応当する日 の属する月 か 5

当該 退 職 金共済契 約 \mathcal{O} 効力が生じ た日 \mathcal{O} 属する月 の前 月までの 間 当該 退 職金共済契約 \mathcal{O} 効力が 生じ た 日

に おける当該退 職 金共済契約 の被共済者に係 る掛金月額により 掛金が納付されたものとみなし、 当該: 期 間

に係る掛金納付月数と当該退職金共済契約に係る掛金納付月数を通算することにより行うものとする。

2 平成二十五年改正法附則第三十六条第二項の規定による掛金納付月数の通算が行われた場合 (同条第八

(次項に規定する場合を除く。) を含む。)

における中

小

企

項の規定に基づき交付額が交付された場合

退職金共済法第十条第二項 (同法第十六条第三項において準用する場合を含む。以下この項及び次項にお

いて同じ。)及び第三十条第二項(同条第三項第二号の規定によりその例によることとされる場合を含む

以下この項及び次項において同じ。) 並びに中小企業退職金共済法施行規則 (昭和三十四年労働省令 第

第四十七条及び第四十九条の規定の適用については、

次の表

の上

二十三号)第十九条第二項、

第三十条、

欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

該同日に応当する日がない月においては、当該月		
た月数分遡つた月における同日に応当する日(当		
が生じた日の属する月から掛金納付月数に通算し		号口
の属する月前については、退職金共済契約の効力		法第十条第二項第三
	掛金納付	中小企業退職金共済

第十八条若しくは公的年金制度の健全性及び信頼	第十八条	中小企業退職金共済
る第十条第二項		
)第四十条第二項の規定により読み替えて適用す		
関する省令(平成二十六年厚生労働省令第二十号		
伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に		二号口
厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に		法第三十条第二項第
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための	第十条第二項	中小企業退職金共済
月数を含む。)		
付されたものとみなし、当該期間に係る掛金納付		
済契約の被共済者に係る掛金月額により掛金が納		
共済契約の効力が生じた日における当該退職金共		
生じた日の属する月の前月までの間、当該退職金		
の末日)の属する月から退職金共済契約の効力が		

がなかつたものとみなして算定して得られる額に		
九条において同じ。)の規定による交付額の交付		
。以下この項、第三十条、第四十七条及び第四十		
第一項(同条第七項において準用する場合を含む		
退職金の額(平成二十五年改正法附則第三十六条	退職金の額	第二項第一号
第二項		法施行規則第十九条
第十八条又は平成二十五年改正法附則第三十六条	第十八条	中小企業退職金共済
項の交付		
一受入れ、平成二十五年改正法附則第三十六条第八	受入れ	
第二項		
平成二十五年改正法」という。)附則第三十六条		の部分
する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下「		第二項各号列記以外
性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正		法施行規則第十九条

		
中小企業退職金共済	受入れ	受入れ又は平成二十五年改正法附則第三十六条第
法施行規則第十九条		八項の交付
第二項第二号	同条第二項第二号イ	法第三十条第二項第二号イ
	計算後受入金額	計算後受入金額及び平成二十五年改正法附則第三
		十六条第八項に規定する元利合計額
中小企業退職金共済	退職金の額	退職金の額(平成二十五年改正法附則第三十六条
法施行規則第十九条		第一項の規定による交付額の交付がなかつたもの
第二項第三号		とみなして算定して得られる額に限る。)
	同条第四項	法第五十五条第四項
中小企業退職金共済	解約手当金の額	解約手当金の額(平成二十五年改正法附則第三十
法施行規則第三十条		六条第一項の規定による交付額の交付がなかつた
第一項		ものとみなして算定して得られる額に限る。)

一項の申出が行われ、公的年金制度の健全性及び		
。)に係る平成二十五年改正法附則第三十六条第		
前から共済契約を引き続き締結している者を除く		条
けた共済契約者(平成二十五年改正法の施行の日		法施行規則第四十九
場合を含み、第四十五条の掛金負担軽減措置を受	場合を含む。	中小企業退職金共済
の申出が行われた場合		
に係る平成二十五年改正法附則第三十六条第一項		
ら共済契約を引き続き締結している者を除く。)		条
共済契約者(平成二十五年改正法の施行の日前か		法施行規則第四十七
場合又は第四十五条の掛金負担軽減措置を受けた	場合	中小企業退職金共済
して算定して得られる額		第二項
の規定による交付額の交付がなかつたものとみな		法施行規則第三十条
のうち平成二十五年改正法附則第三十六条第一項	として算定して得られる額	中小企業退職金共済

0 より第四十七条を読み替えて適用する場合を除く 整備等及び経過措置に関する省令 改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の 信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を 厚生労働省令第二十号)第四十条第二項の規定に (平成二十六年

3 中小企業退職金共済法第十条第二項及び第三十条第二項並びに中小企業退職金共済法施行規則第十九条第 って、 改正 かつ、平成二十五年改正法附則第三十六条第八項の規定に基づき交付額が交付された場合における 後 確定給付企業年金法附則第二十八条第二項 \mathcal{O} 規定による掛金納 付月数の 通算が 行われた場合で

あ

二項、 第三十条及び第四十条第 項 の規定の適用については、 確定給付企業年金法附則第二十八条第 項

(平成十四年厚生労働省令第一

号)

第四条第二

一項の

規

定

の被共済者の持分を算定する方法等を定める省令

に かかわらず、 次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の下欄に掲げる字

句とする。

厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に		法第三十条第二項第
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための	第十条第二項	中小企業退職金共済
月数を含む。)		
付されたものとみなし、当該期間に係る掛金納付		
済契約の被共済者に係る掛金月額により掛金が納		
共済契約の効力が生じた日における当該退職金共		
生じた日の属する月の前月までの間、当該退職金		
の末日)の属する月から退職金共済契約の効力が		
該同日に応当する日がない月においては、当該月		
た月数分遡つた月における同日に応当する日(当		
が生じた日の属する月から掛金納付月数に通算し		号口
の属する月前については、退職金共済契約の効力		法第十条第二項第三
掛金納付月数(退職金共済契約の効力が生じた日	掛金納付月数	中小企業退職金共済

第二項		法施行規則第十九条
第十八条又は平成二十五年改正法附則第三十六条	第十八条	中小企業退職金共済
項の交付		
受入れ、平成二十五年改正法附則第三十六条第八	受入れ	
第二項		
平成二十五年改正法」という。)附則第三十六条		の部分
する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下「		第二項各号列記以外
性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正		法施行規則第十九条
第十八条若しくは公的年金制度の健全性及び信頼	第十八条	中小企業退職金共済
る第十条第二項		
)第四十条第三項の規定により読み替えて適用す		
関する省令(平成二十六年厚生労働省令第二十号		
伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に		二号口

とみなして算定して得られる額に限る。)		第二項第三号
第一項の規定による交付額の交付がなかつたもの		法施行規則第十九条
退職金の額(平成二十五年改正法附則第三十六条	退職金の額	中小企業退職金共済
十六条第八項に規定する元利合計額		
計算後受入金額又は平成二十五年改正法附則第三	計算後受入金額	
イ 法第三十条第二項第二号イ 法第三十条第二項第二号イ	同条第二項第二号イ	第二項第二号
八項の交付		法施行規則第十九条
受入れ及び平成二十五年改正法附則第三十六条第	受入れ	中小企業退職金共済
算定して得られる額に限る。)		
定による交付額の交付がなかつたものとみなして		
。以下この項及び第三十条において同じ。)の規		
第一項(同条第七項において準用する場合を含む		
退職金の額(平成二十五年改正法附則第三十六条	退職金の額	第二項第一号

法施行 法施行 第 中 第二 中 第 中 法施行規則第三十条 小 小 小企業退 項 行規則第四十条 項 企業退職金共済 行規則第三十条 企業退職金共済 項 職金共済 として算定して得られる額 解 通算する 同 約手当金の 条第四 項 額 六条第 解約 働省令第一号) 算定する方法等を定める省令 年金法附則第二十八条第一項の被共済者 る区分掛金納付月数を通算する 通算して得た区分掛金納 して算定して得られ の規定による交付額の交付が のうち平成二十五年改正法附則第三十六条第 Ł 法第五十五条第四項 のとみなして算定して得られる額に限る。 手当金 項の \overline{O} 規定による交付額 額 第四条第一項に規定する期間 平 る額 成二十五年改正法附則第三十 付月数に、 なか (平成十四 の交付が つたも 確定給付企業 1年厚 の持分を のとみな なかつた に係 生労 項

(加入促進のための掛金負担軽減措置に関する特例)

第四十一条 平成二十五年改正法附則第三十六条第一項の申出に係る被共済者について納付された掛金に係

る中 用する中小企業者」 小企業退職金共済法施行規則第四十五条の規定の適用については、 とあるのは、 \neg 同居の親 族 のみを雇用する中小企業者及び存続厚生年金基金 同条中 「及び同居の親族の みを雇 (公的

年金 第六十三号) 制 度の 健 附則第三条第十一号に規定する存続厚生年 全性 及び 信頼 性 \mathcal{O} 確 保 (T) ため \mathcal{O} 厚生年· 金保険法等 金基金をいう。 \mathcal{O} 部を改正する法律 以下同じ。 (平成二十五 設 <u>\f\</u> 業 年 事 法 業 律

0)

事

所

0

主又は同法附則第三十六条第一項に規定する解散した存続厚生年金基金の設立事業所の事 業主である中小

企業者 (公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一 部を改 正する法律 · の 施 行

に伴う厚生労働省 関係 省令の 整 備等 及び経過措 置 に関する省令 (平成二十六年厚生労働省令第二十号) 第

匹 一 十 二 条 \mathcal{O} 規定に基づき同法附 則第三十六条第 項 (同 条第七 項におい て準用する場合を含む。)の交付

 \mathcal{O} 申 出を行わないことが確認された中小企業者を除く。)」とする。

機機 構が行う必要な確 認等)

第四十二条 存続厚生年金基金 一の設立・ 事 業所の事業主又は 解散存続厚生年 金基金の設立 事 業所の 事業主が、

退職 金共済契約 の申込みを行うときは、 機 構 は、 中小企業退職金共済法施行規則第四 十五条の 適用その他

の事項について必要な説明を行 V) 平成二十五年改正法附則第三十六条第一項の申出をするかどうかの確

認をするものとする。

(解散計画)

第四十三条 存続厚生年金基金は、 施行日から起算して五年を経過する日 までの間において、 平成二十五 年

改正 法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百 匹 +

五. 条第一項第一号又は第二号に掲げる理由により解散をしようとする場合は、 当該解散に関する計画 以

下この条及び次条第一項において 「解散計画」という。)を厚生労働大臣に提出することができる。

2 解 散 計 画を提 出 した存続厚生年金基金については、平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によ

りな なおそ の効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十六条の二第三号の規定は適 用 せず、 第

十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金規則第三十二条第五 項

の規定の適用については、 同項中 「計算されなければならず、 かつ、その額のうち過去勤務債務に係る掛

金 の額は、 原則として二十年以内 の範 囲内で当該債務が償却されるように計算されなければならない」と

あるのは、「計算されなければならない」とする。

3 解散 計画を提出した存続厚生年金基金は、 当該解散計画に従って、その事業を行わなければならず、

当

該解散計画に記載した事項に変更が生じたときは、 速やかに当該解散計画の内容を変更し、 変更後の解散

計画を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(解散計画の記載事項)

第四. 十四 _ 条 解散 計 画には、 次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 解散計画の適用開始日及び解散予定日

二 事業及び財産の現状

三 年金給付等積立 金 (平成二十五 年改正法附則第十一条第一 項に規定する年金給付等積立金をいう。 第

四十六条第一項において同じ。)の積立ての目標

兀 前号の目標を達成するために必要な具体的措置及びこれに伴う収入支出の増減の見込額

2 前項第四号に掲げる措置は、 同項第三号に掲げる目標に照らして合理的と認められるものでなければな

らない。

(代行返上計画)

第四十五条 存続厚生年金基金は、 施行日から起算して五年を経過する日までの間において、 平成二十五 年

改正 法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百

十一条第 項の規定により当該存続厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る給付の支給 に関 す

る権 峲 義務 の移 転を申 し出ようとする場合又は平成二十五年改正法附則第五 条第 項 \mathcal{O} 規定により な おそ

の効力を有するものとされた改 正前確定給付企業年金法第百十二条第一 項の規定により企業年金基金 (改

正 後確定給付企業年金法第二条第四項に規定する企業年金基金をいう。)となろうとする場合は、 当該 権

利義務の移転に関する計画 (次項及び次条第一項において「代行返上計画」という。) を厚生労働大臣 に

提出することができる。

2 第四十三条第二項及び 第三項の規定は、 代行返上計画について準 用する。 この場合において、 これらの

規定中 「解散計 画 とあるのは、 「代行返上計画」 と読み替えるものとする。

(代行返上計画の記載事項)

第四十六条 代行返上計画には、 次に掲げる事項を記載し なければならない。

一 代行返上計画の適用開始日及び代行返上予定日

- 二 事業及び財産の現状
- 三 年金給付等積立金の積立ての目標
- 兀 前号の目標を達成するために必要な具体的措置及びこれに伴う収入支出の増減の見込額
- 2 前項第四号に掲げる措置 は、 同項第三号に掲げる目標に照らして合理的と認 められるものでなければな

らない。

(存続厚生年金基金の解散に伴う事務の引継ぎ等)

第四十七条 存続厚生年金基金が解散したときは、 清算人は、 遅滞なく、 解散した日において当該存続厚生

年金基金が年金たる給付の支給 の義務を負っている者につき、 次の各号に掲げる事項及び第五号に掲げる

額 \mathcal{O} 算 出 \mathcal{O} 基礎となる事 項を記れ 載 た書類又はこれら Ō 事項を記録 した磁気ディ スクを、 日本年金機 構

以下「機構」という。)に提出しなければならない。

- 一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号
- 当該存続厚生年 金基金が年金たる給付の支給 の義務を負っている者の資格 の取得及び喪失の年 月 日
- 三 平成十五年 匝 月 一 日前の加 入員たる被保険者であった期間 (平成二十五年改正法附則第 五条第 項の

止 厚生年金基金にあっては、 規定よりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十二条の認可を受けた存続 く加入員たる被保険者であ 前 厚生年 金基 金令第十七 当該認可を受けた日以降の当該存続厚生年金基金の加入員であった期 条第 0 た期間 項に規定する報 をいう。 以下この号及び次号にお 酬 標準 給与をいう。 以下同 いて同じ。 ľ, \mathcal{O} \mathcal{O} 月 報 額 幡 標準 及び 被保証 給与 間 険 を除 (廃 者

兀 険者 (廃 平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であった期 \mathcal{O} 止 種 前厚生年 別ごとの当該 金基金令第十七条第三項に規定する賞与標準給与をいう。 加入員たる被保険者であ 0 た期 間 \mathcal{O} 標準 間 報酬 \mathcal{O} 報 酬 月 額及び 標準給与の月額及び賞与標準給与 以下同 標準賞与額 υ°) の額並びに被保

 \mathcal{O}

種

別ごとの当

該

加入員たる被保険者であ

0

た期

間

 \mathcal{O}

標準

·報

膕

月

額

五. 平 成二十五 年 改正 法 I 附則第: 八 条の 規 定により 政 府 が 徴 収 ず る 額

2

五. \mathcal{O} 企業年金法第百 適用 条第 平 成二十五年改正法附則第五条第一 については、 項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前 十一条第三項の規定により 同項各号列記 以 外 項の O部分中 解散 規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付 の認可が 「解散したとき」 あったものとみなされた場合における前 とあ 確定給付企業年金法第百十 Ś のは 「平成二十 五. 年改正 法附 条第三 項 \mathcal{O} 規 則 項 定 第

ったものとみなされた日」とする。

3 第一 項の規定は、 存続厚生年金基金が、 平成二十六年経過措置政令第三条第一 項の規定により読み替え

5 れた平成二十五 年改正 法 附 三則第五句 条第 項の規定により なおその効力を有するものとされた改正 前 確 定

給付 企業年金法第百十条 の二第 項の規定による給付の支給に関する権利義務 \mathcal{O} 移転 0 認可を受け た場合

に 準用する。この場合において、 第一項中 「解散したときは、 清算人は、 遅滞なく、 解散した日におい 7

当該存続厚生年金基金が年金たる給付の支給の義務を負っている者」とあるのは 「平成二十六年経過 措 置

政令第三条第一 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に より読み替えられた平成二十五年改正法附則第五条第 項 \mathcal{O} 規定によ りな おそ

 \mathcal{O} 効力を有するも 0 とされた改正 前 確定給付企業年金法第百十条 の二第 項の 規定による給付 の支給 に 関

する権利義務の移転 の認可を受けたときは、 当該権利義務が移転される者」と、 同項第二号中 「が年金た

る給付の支給の義務を負っている者」とあるのは 「の加入員」と、 同項第五号中 「平成二十五年改正 法

とあるの は 「平成二十六年経過措置政令第三条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により読み替えられた平成二十五年改 É 法 附

則第五条第一 項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十条 の 二

第六項の規定により読み替えて適用する平成二十五年改正法」と読み替えるものとする。

4 項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十条の二第一 平成二十六年経過措置政令第三条第一項の規定により読み替えられた平成二十五年改正法附則第五条第 項 の規

定による給付の支給に関する権利義務を承継した確定給付企業年金 一の事 業主等に係る改正 近後確. 定給 付 企 業

項は、 改正後確定給付企業年金法施行規則第二十一条各号に掲げる事項のほか、 厚生年金基金の加入員の

年金法施行令第二十条第一項に規定する加入者に関する原簿については、

同項の厚生労働省令で定め

る事

資格の取得及び喪失年月日とする。

5 第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定は、 平成二十五年改正法附則第二十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものと

され た改正学 前厚生年 金保険法附則第三十三条第三項の規定により 同 項に規定する減 額責任準備 金 相 当額 を

徴収することとされた特定基金 (同条第一項に規定する特定基金をいう。 以下この項において同じ。)又

は平成二十五年改正法附則第二十八条第一項若しくは第三項の規定によりなおその効力を有するものとさ

れた改正 前厚生年 金保険法附則第三十四条第一項の承認を受けた特定基金が解散 した場合に準用する。こ

の場合において、 第一項第五号中 「附則第八条」 とあるのは、 「附則第二十七条第二項の規定によりなお

附則第三十四条第五項」 その効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十三条第三項又は平成二十五年改正法附 第二十八条第一項若しくは第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険 と読み替えるものとする。 則 法

6 当該 厚生 と 生年 \mathcal{O} 及び次号において同じ。)」とあるのは 四十五条第一項の規定により解散」 項中 規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第一項」と、 第 :存続厚生年金基金の加入員であった期間を除く加入員たる被保険者であっ 年金保険法 金基金が老齢年金給付」と、 期間 項の 「存続厚生年金基金が解散」 規定は、 (平成二十五年改 附則第三十二条 平成二十五年改 正法附則 の認可を受けた存続厚生年金基金にあ 「日本年金機構 と、 Ē とあるのは 法 第五条第 附 「期間」と、 「当該存続厚生年金基金が年金たる給付」とあるのは 則第六十一条第三項の場合に準用する。 「施行 項 (以 下 の規定より 1日前 「附則第八条」とあるのは 「機構」という。)」とあるのは に旧厚生年金基金が改正 なおその効力を有するものとされ 0 ては、 当該 た期間をいう。 「附則第六十一条第三項 前厚 この場合において、 認可を受け 生年金保 「存続連合会」 以下この た日 「当該 た改 険 法 以 「政府 降 Ī 第 旧 第 号 前 厚 百 \mathcal{O}

とあ

るのは

「存続連合会」

と読み替えるものとする。

(存続連合会に係る廃止前厚生年金基金規則の効力等)

第四十八条 存続連合会については 廃止 前厚生年金基 金規則第六十条の二第二項、 第六十九条、 第七十一

第七十二 五条 (第一項第一号及び第十一号に係る部分を除く。)、 第七十七条及び附則第四 |項前 段 0 規定

第七十二条の二から第七十四条第

項まで、

第七十四条の二、

第七

十四条の三第二

項 か

^ら第1

匹

項

ま

で

廃 止 前厚生年金基金規則第六十条の二第二項において準用する同条第 一項の規定並びに廃 止 前 厚生 金

基金規則第七十四 [条第一 項にお いて準用する廃 止 前厚生年金基金規則第二十一条 (第二項第一 号及び第 厄

号を除く。 第二十三条から第二十八条まで、 第三十条の二、 第三十条の 匹 第一章 ·第六節 (第三十 几

条第一号、第三十六条第一号及び第三十七条から第四十条までを除く。)、第一章第七節 第四十五条、 第四十七条の二及び第四十七条の三を除く。)、 (第四十二条第

第五十三条から第

三項、

第四十四条の二、

五. 十六条まで、 第六十一 条から第六十三条まで、 第六十四条の二、 第六十五条及び第六十六条の二の 規 定

に つい 7 は、 なおその効力を有する。 この場合において、 次の表 \mathcal{O} 上 欄 に 掲げる廃止 前厚生年金基金規 魺

の規 定中同表 の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十九条

法第百五十三条第二項

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保

改正法附則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有	項	二項
平成二十五年改正法附則第四十二条第五項又は平成二十五年	法第百六十条の二第五	第七十一条第
一号に規定する基金中途脱退者をいう。以下同じ。)		
基金中途脱退者(平成二十五年改正法附則第四十条第一項第	中途脱退者	
その効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法		項
平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなお	法	第七十一条第
一時金たる給付並びに年金給付及び一時金	一時金たる給付	
項において準用する改正前厚生年金保険法		
以下「改正前厚生年金保険法」という。)第百五十三条第二		
十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法(
一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二		
。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第三十八条第		
険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号	において準用する法	

脱退一時金相当額の交	付を	脱退一時金相当額の交	に交付					項	法第百六十条の二第二	中途脱退者		
基金脱退一時金相当額の移換金又は脱退一時金相当額の交付		基金脱退一時金相当額の移換又は脱退一時金相当額の交付を	に移換又は交付した	第百六十条の二第二項	りなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法)又は平成二十五年改正法附則第六十一条第二項の規定によ	第一号に規定する基金脱退一時金相当額をいう。以下同じ。	脱退一時金相当額(平成二十五年改正法附則第四十条第一項	平成二十五年改正法附則第四十二条第二項の規定による基金	基金中途脱退者	項	するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十条の二第五

その効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六	給付企業年金法	三第一項
平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなお	解散基金加入員(確定	第七十二条の
において準用する改正前厚生年金保険法第百六十条第七項		
するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第八項		
改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有		
平成二十五年改正法附則第四十二条第六項及び平成二十五年	法第百六十条第七項	二第二項
平成二十五年改正法附則第四十三条第六項	法第百六十一条第八項	第七十二条の
給付の額の加算若しくは一時金たる給付	算又は一時金たる給付	
存続連合会老齢給付金、存続連合会遺族給付金又は老齢年金	老齢年金給付の額の加	
移換金又は交付金	交付金	
移換又は交付した	交付した	
するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第五項		
改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有し		

十一条第五項		号
その効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六		三第四項第三
平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなお	法第百六十一条第五項	第七十二条の
	段	
改正後厚生年金保険法第三十八条第一項前段	法第三十八条第一項前	
八条の三第一項		
険法(以下「改正後厚生年金保険法」という。)附則第二十	第一項	
平成二十五年改正法第一条の規定による改正後の厚生年金保	法附則第二十八条の三	
う。)		
定給付企業年金法(以下「改正前確定給付企業年金法」とい		
とされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確		
法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するもの		
十一条第一項に規定する解散基金加入員(平成二十五年改正		

移換又は交付を受けた	交付を受けた	
移換又は交付した	交付した	
保険法第百六十二条第二項		
定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金		
条第三項又は平成二十五年改正法附則第六十一条第四項の規		
平成二十五年改正法附則第四十四条第三項若しくは第四十五	法第百六十二条第二項	
平成二十五年改正法附則第三十四条第四項	法第百四十七条第四項	
保険法		
保険法第百六十二条第三項において準用する改正前厚生年金		
定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金		
条第五項又は平成二十五年改正法附則第六十一条第四項の規		
条第七項において準用する平成二十五年改正法附則第四十三	において準用する法	四第一項
平成二十五年改正法附則第四十四条第四項若しくは第四十五	法第百六十二条第三項	第七十二条の

交付金	
	移換金又は交付金
連合会遺族給付金(令	連合会遺族給付金等(公的年金制度の健全性及び信頼性の
	保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に
	伴う経過措置に関する政令(平成二十六年政令第七十四号。
	「平成二十六年経過措置政令」という。)第六十四条第八項
	の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金
	度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一
	部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する
	令(平成二十六年政令第七十三号)第一条の規定による廃
	前の厚生年金基金令(以下「廃止前厚生年金基金令」という
	°)
連合会遺族給付金をい	連合会遺族給付金及び平成二十五年改正法附則第四十五条第
أ	三項に規定する存続連合会遺族給付金をいう

		四の二第一項
連合会遺族給付金等	連合会遺族給付金	第七十二条の
法附則第四十二条第六項		
しくは第四十四条第五項において準用する平成二十五年改正		
十条第七項又は平成二十五年改正法附則第四十三条第六項若		
十二条第四項において準用する改正前厚生年金保険法第百六	百六十条第七項	
その効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六	において準用する法第	四第二項
平成二十五年改正法附則第六十一条第四項の規定によりなお	法第百六十二条第四項	第七十二条の
項に規定する存続連合会障害給付金		
合会障害給付金及び平成二十五年改正法附則第四十四条第三		
前厚生年金基金令第五十二条の四第一項第二号に規定する連	合会障害給付金	
第八項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止	項第二号に規定する連	
連合会障害給付金等(平成二十六年経過措置政令第六十四条	連合会障害給大金(同	

平成二十五年改正法附則第五十三条第二項	法第百六十五条第二項	第七十二条の
		四の二第三項
連合会障害給付金等	連合会障害給付金	第七十二条の
条第二項第三号		
の効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第二十六	三号	
平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおそ	令第二十六条第二項第	
連合会障害給付金等	連合会障害給付金	
十二条の四第一項第二号		
おその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五	項第二号	
平成二十六年経過措置政令第六十四条第八項の規定によりな	令第五十二条の四第一	
十二条の四第一項第一号		
おその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五	項第一号	四の二第二項
平成二十六年経過措置政令第六十四条第八項の規定によりな	令第五十二条の四第一	第七十二条の

一項の規定による積立金		
年金給付等積立金又は平成二十五年改正法附則第五十四条第	年金給付等積立金	
するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十五条第五項		
改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有		四の三第二項
平成二十五年改正法附則第五十三条第五項又は平成二十五年	法第百六十五条第五項	第七十二条の
	する中途脱退者等	
条第一項に規定する施行前基金中途脱退者等	六十五条第一項に規定	
施行前基金中途脱退者等(平成二十五年改正法附則第五十三	中途脱退者等(法第百	
生年金保険法		
項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚		
十条の二第三項又は平成二十五年改正法附則第六十一条第三		
その効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六	項又は	
平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなお	法第百六十条の二第三	四の三第一項

改正法附則第六十二条第三項の規定によりなおその効力を有		四の四第二項
平成二十五年改正法附則第五十九条第一項又は平成二十五年	法	第七十二条の
一項		
するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十五条の二第		
改正法附則第六十二条第二項の規定によりなおその効力を有	一項	四の四第一項
平成二十五年改正法附則第五十八条第一項又は平成二十五年	法第百六十五条の二第	第七十二条の
十一条第一項		
その効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六		
平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなお	法第百六十一条第一項	
移換された基金脱退一時金相当額並びに交付された	交付された	
十条の二第二項		
その効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六	項	
平成二十五年改正法附則第六十一条第二項の規定によりなお	法第百六十条の二第二	

平成二十五年改正法附則第五十三条第九項若しくは第五十四	法第百六十五条第九項	第七十二条の
を有するものとされた廃止前厚生年金基金令		
年経過措置政令第六十五条第四項の規定によりなおその効力		四の五第二項
平成二十六年経過措置政令第六十二条第三項又は平成二十六	令	第七十二条の
の三第一項		
を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十二条の五		
年経過措置政令第六十五条第二項の規定によりなおその効力	第一項	
平成二十六年経過措置政令第六十二条第一項又は平成二十六	令第五十二条の五の三	
の三第二項		
を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十二条の五		
年経過措置政令第六十五条第二項の規定によりなおその効力	第二項	四の五第一項
平成二十六年経過措置政令第六十二条第二項又は平成二十六	令第五十二条の五の三	第七十二条の
するものとされた改正前厚生年金保険法		

を有するものとされた廃止前厚生年金基金令		
年経過措置政令第六十五条第二項の規定によりなおその効力		
平成二十六年経過措置政令第六十二条第二項又は平成二十六	令	
保険法第百六十五条第七項		
定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金		
条第三項又は平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規		
平成二十五年改正法附則第五十三条第七項若しくは第五十四	法第百六十五条第七項	
するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十五条第三項		
改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有		
平成二十五年改正法附則第五十三条第三項又は平成二十五年	法第百六十五条第三項	
保険法第百六十五条第九項		
定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金		
条第五項又は平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規		四の六第一項

て適用する確定拠出年金法第五十四条の二第二項	四条の二第二項	
平成二十五年改正法附則第五条第三項の規定により読み替え	確定拠出年金法第五十	
四項		
するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十五条の三第		
改正法附則第六十二条第三項の規定によりなおその効力を有	四項	四の六第三項
平成二十五年改正法附則第五十六条第四項又は平成二十五年	法第百六十五条の三第	第七十二条の
を有するものとされた廃止前厚生年金基金令		
年経過措置政令第六十五条第四項の規定によりなおその効力		
平成二十六年経過措置政令第六十二条第三項又は平成二十六	令	
五項		
するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十五条の二第		
改正法附則第六十二条第二項の規定によりなおその効力を有	五項	四の六第二項
平成二十五年改正法附則第五十五条第五項又は平成二十五年	法第百六十五条の二第	第七十二条の

		第二項
おその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令		五第一項及び
平成二十六年経過措置政令第四十九条第二項の規定によりな	令	第七十二条の
険法第百六十五条の三第二項		
によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保		
項若しくは平成二十五年改正法附則第六十二条第三項の規定		
五条の二第二項又は平成二十五年改正法附則第五十六条第二		
の効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十		
成二十五年改正法附則第六十二条第二項の規定によりなおそ		
六項、平成二十五年改正法附則第五十五条第二項若しくは平	の三第二項	
を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十五条第	二項又は第百六十五条	
五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力	、第百六十五条の二第	四の七
平成二十五年改正法附則第五十三条第六項若しくは平成二十	法第百六十五条第六項	第七十二条の
平成二十五年改正法附則第五十三条第六項若しくは平成二十	法第百六十五条第六項	水の

平成二十六年経過措置政令第四十九条第二項の規定によりな	令第五十四条において	第七十三条
る積立金をいう。)		
する年金給付等積立金をいう。)及び積立金(同条に規定す		
年金給付等積立金(平成二十五年改正法附則第六十条に規定	年金給付等積立金	
おその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令		八
平成二十六年経過措置政令第四十九条第二項の規定によりな	令	第七十二条の
おその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令		七
平成二十六年経過措置政令第四十九条第二項の規定によりな	令	第七十二条の
十二条の七第二項		
おその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五	項	六
平成二十六年経過措置政令第四十九条第二項の規定によりな	令第五十二条の七第二	第七十二条の
	用する第四十四条の二	五第三項
附則第四項前段	第七十四条において準	第七十二条の

業年金である場合にあつては、当該企業年金の名称及び同令		
付企業年金法施行規則第八条に規定する規約番号(基金型企		
産管理運用機関等をいう。)に係る事業主の名称及び確定給		
用機関等(確定給付企業年金法第三十条第三項に規定する資		
残余財産を連合会に移換した確定給付企業年金の資産管理運		
定給付企業年金脱退一時金相当額をいう。以下同じ。)又は		
平成二十五年改正法附則第四十条第一項第三号に規定する確		
金法第八十一条の二第一項に規定する脱退一時金相当額又は		
並びに確定給付企業年金脱退一時金相当額(確定給付企業年		
年金基金(以下「基金」という。)又は解散した基金の名称	の名称	二号
平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生	基金又は解散した基金	第七十三条第
十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金令		
おその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五	準用する令	

		第十六条に規定する基金番号)
第七十三条第	年月日	年月日又は確定給付企業年金脱退一時金相当額の算定の基礎
三 号		となつた期間若しくは平成二十五年改正法附則第四十六条第
		一項若しくは平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規
		定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付
		企業年金法第九十一条の三第一項の終了した確定給付企業年
		金の加入者の資格の取得及び喪失の年月日
第七十三条第	法	平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなお
七号		その効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
第七十三条第	法第百六十条の二第二	平成二十五年改正法附則第四十二条第二項若しくは平成二十
 八 号	項の規定により連合会	五年改正法附則第六十一条第二項の規定によりなおその効力
	が当該中途脱退者に係	を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十条の二
	る脱退一時金相当額	第二項の規定により連合会が当該基金中途脱退者に係る基金

を有するものとされた改正前厚生年金保険法		
五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力		九号
平成二十五年改正法附則第四十三条第二項若しくは平成二十	法	第七十三条第
受けた年月日		
時金相当額の移換を受けている場合にあつては、当該移換を		
第九十一条の二第二項の規定により確定給付企業年金脱退一		
おその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法		
は平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりな		
その額又は平成二十五年改正法附則第四十六条第二項若しく	その額	
当該移換若しくは交付	当該交付	
換若しくは脱退一時金相当額		
第一号に規定する基金脱退一時金をいう。以下同じ。)の移		
脱退一時金相当額(平成二十五年改正法附則第四十条第一項		

その額又は平成二十五年改正法附則第四十八条第三項若しく	その額	
金加入員等	に規定する者	
平成二十五年改正法附則第三十五条第一項に規定する解散基	法第百四十七条第四項	
二項		
を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十二条第		
五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力		十号
平成二十五年改正法附則第四十五条第三項若しくは平成二十	法第百六十二条第二項	第七十三条第
合にあつては、当該移換を受けた年月日及びその額		
第九十一条の三第二項の規定により残余財産を受けている場		
おその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法		
は平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりな		
その額又は平成二十五年改正法附則第四十七条第二項若しく	その額	
移換若しくは交付	交付	

第二項若しくは第四項の規定によりなおその効力を有するも	項	三第二項
平成二十六年経過措置政令第四十九条第二項又は第六十五条	令第五十五条の四第二	第七十四条の
とみなされた者に支給する老齢年金給付の額		
年月日及び連合会が同条第六項の規定により解散基金加入員	年月日	
効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法		十一号
平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその	確定給付企業年金法	第七十三条第
あつては、当該移換を受けた年月日		
十一条の五第二項の規定により残余財産を受けている場合に		
の効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九		
成二十五年改正法附則第六十三条第三項の規定によりなおそ		
改正前確定給付企業年金法第九十一条の四第二項若しくは平		
三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた		
は第四十九条第三項若しくは平成二十五年改正法附則第六十		

第二項若しくは第四項の規定によりなおその効力を有するも	項	三第三項
平成二十六年経過措置政令第四十九条第二項又は第六十五条	令第五十五条の四第三	第七十四条の
された廃止前厚生年金基金令		
第六十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものと		
一号に係る部分に限る。)並びに平成二十六年経過措置政令	第二項又は	
平成二十六年経過措置政令第六十二条第一項及び第二項(第	令第四十一条の三の五	
とされた廃止前厚生年金基金令		
令第六十五条第二項の規定によりなおその効力を有するもの		
出の期限及び当該申出の手続並びに平成二十六年経過措置政	第一項又は	
平成二十六年経過措置政令第六十一条第一項の規定による申	令第四十一条の三の四	
	くは脱退一時金相当額	
年金給付等積立金	年金給付等積立金若し	
のとされた廃止前厚生年金基金令第五十五条の四第二項		

平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなお	法	第七十五条第
二条第三項		
十二条の五の三第三項又は平成二十六年経過措置政令第六十		
おその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五	第三項	
平成二十六年経過措置政令第六十五条第四項の規定によりな	令第五十二条の五の三	
十二条の五の二第二項前段において準用する	み替えられた	
おその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五	第二項の規定により読	
平成二十六年経過措置政令第六十五条第四項の規定によ	令第五十二条の五の二	
第二項若しくは第四項の規定によりなおその効力を有するも	項	三第四項
平成二十六年経過措置政令第四十九条第二項又は第六十五条	令第五十五条の四第四	第七十四条の
廃止前厚生年金基金令第五十一条第一項	令第五十一条第一項	
のとされた廃止前厚生年金基金令第五十五条の四第三項		

一項及び第七		その効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
十七条		
附則第四項前	第七十四条において準	当分の間
 段	用する第四十四条の二	
	の規定にかかわらず、	
	当分の間	
	又は厚生年金基金加算	岩しくは厚生年金基金加算年金経理又は確定給付企業年金経
	年金経理から福祉施設	理から福祉事業経理
	経理	
第六十条の二	法第百三十三条の三第	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保
第二項におい	二項	険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号
て準用する同		。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第六十一条第
- 条第一項		一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとさ

十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法 (
までの規定によりなおその効力を有するものとされた平成二		
項及び平成二十五年改正法附則第六十一条第一項から第三項		十一条第一項
。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第五十条第一	び一時金たる給付	準用する第二
険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号	による年金たる給付及	一項において
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保	法第百三十四条の規定	第七十四条第
険法第百六十三条の四第一項		
によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保	一項	
平成二十五年改正法附則第六十一条第一項又は第三項の規定	法第百三十三条の三第	
生年金保険法第百三十三条の三第二項		
いう。)第百六十三条の四第二項において準用する改正前厚		
金保険法(以下この項において「改正前厚生年金保険法」と		
れた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年		

以下「改正前厚生年金保険法」という。)第百六十三条の規

| 定による年金たる給付及び一時金たる給付(連合会遺族給付

金(平成二十五年改正法附則第四十四条第三項の規定により

支給される存続連合会遺族給付金及び平成二十五年改正

法附

| 則第六十一条第四項の規定によりなおその効力を有するもの

| とされた改正前厚生年金保険法第百六十二条第二項の規定に

| より支給される死亡を支給理由とする年金たる給付又は一

時

| 改正法附則第四十四条第三項の規定により支給される存続連|| 金たる給付をいう。)及び連合会障害給付金(平成二十五年

合会障害給付金及び平成二十五年改正法附則第六十一条第四

| 項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚 |

害を支給理由とする年金たる給付又は一時金たる給付をいう生年金保険法第百六十二条第二項の規定により支給される障

		。)を除く。)
第七十四条第	加入員番号	基礎年金番号
一項において	遺族給付金(令第二十	基金中途脱退者(平成二十五年改正法附則第四十条第一項第
準用する第二	六条第一項に規定する	一号に規定する基金中途脱退者をいう。以下同じ。)及び解
十一条第一項	遺族給付金をいう。以	散基金加入員(平成二十五年改正法附則第三十六条第一項に
第一号	下同じ。)	規定する解散基金加入員をいう。以下同じ。)の死亡を支給
		理由として支給する一時金たる給付
第七十四条第	遺族給付金の	基金中途脱退者及び解散基金加入員の死亡を支給理由として
一項において		支給する一時金たる給付の
準用する第二		公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保
十一条第一項		険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する
第三号		政令(平成二十六年政令第七十四号。以下「平成二十六年経
		過措置政令」という。)第四十九条第二項の規定によりなお

平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなお	一法第百七十四条におい	第七十四条第
		第三号ハ
		十一条第三項
十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金令		準用する第二
おその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五		一項において
平成二十六年経過措置政令第四十九条第二項の規定によりな	令	第七十四条第
基礎年金番号	加入員番号	
一項において準用する廃止前厚生年金基金令		
令(以下「廃止前厚生年金基金令」という。) 第五十四条第		
政令第七十三号)第一条の規定による廃止前の厚生年金基金		
の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成二十六年)		
頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律		
その効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信		

改正法附則第四十三条第三項若しくは平成二十五年改正法附	六項若しくは第百六十	一項において
平成二十五年改正法附則第四十二条第三項又は平成二十五年	法第百四十四条の三第	第七十四条第
務が承継された者を除く。)		
下「基金」という。)に老齢年金給付の支給に関する権利義		
三項の規定により、存続厚生年金基金(平成二十五年改正法		項
を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十五条第		十条の二第一
五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力		準用する第三
則第四十二条第三項若しくは第四十三条第三項又は平成二十一	つた者	一項において
基金中途脱退者又は解散基金加入員(平成二十五年改正法附	加入員又は加入員であ	第七十四条第
		十七条第一項
十四条において準用する改正前厚生年金保険法		準用する第二
その効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百七	て準用する法	一項において

	若しくは 全合寸等漬		
	を除き、以下同じ。)		
	相当額をいう。この条		
	に規定する脱退一時金		
	百四十四条の三第五項		
は残余財産	退一時金相当額(法第		
金相当額をいう。以下同じ。)若しくは脱退一時金相当額又	退一時金相当額等(脱		
年改正法附則第四十条第一項第一号に規定する基金脱退一時	第二項の規定により脱		
一条第五項の規定により基金脱退一時金相当額(平成二十五	しくは第百十五条の五		
の効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十	百十五条の二第二項若		
成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおそ	三年法律第五十号)第		
とされた改正前厚生年金保険法第百六十条の二第二項又は平	付企業年金法(平成十	十条の四	
則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するもの	五条第六項又は確定給	準用する第三	

る脱退一時金相当額を	条の二第一項に規定す	付企業年金法第八十一	一時金相当額(確定給	確定給付企業年金脱退	において同じ。)又は	の三第二項及び第四項	まで並びに第七十四条	ら第七十二条の四の七	第七十二条の四の三か	給付等積立金をいう。	第五項に規定する年金	立金(法第百六十五条

		十三条
十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金令第三十		準用する第三
おその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五	号	一項において
 	令第三十条第一項第三	第七十四条第
てる部分に限る。)		
産の額(当該基金中途脱退者又は解散基金加入員の給付に充	額	
等の 基金脱退一時金相当額若しくは脱退一時金相当額又は残余財	脱退一時金相当額等の	
	同じ。)	
以下	。)を総称する。以	
いう	規定する積立金をいう	
**に	金(同法第五十九条に	
惧 <u>立</u>	いう。)若しくは積立	

	第四十四条の二	
	規定する拠出金の額、	
	十九条第二項第一号に	
割戻金から、附則第四項前段	割戻金から、法第百五	十五条
十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金令		準用する第三
おその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五		一項において
平成二十六年経過措置政令第四十九条第二項の規定によりな	令	第七十四条第
三月以内	五月以内	
効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法		
平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその	法	
条第一項第四号		十四条
十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金令第三十		準用する第三
おその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五	号	一項において

びに連合会の職員の退職年金事業に関する取引は共済経理に		
祉事業経理により、会員及び連合会の職員に係る共済事業並		
証経理により、同条第五項に規定する業務に関する取引は福		
四項第一号及び第二号に規定する事業に関する取引は支払保	は業務経理	
金加算年金経理により、平成二十五年改正法附則第四十条第	により、その他の取引	
付に関する取引は厚生年金基金基本年金経理又は厚生年金基	関する取引は年金経理	十一条第二項
定給付企業年金経理を設け、年金たる給付及び一時金たる給	及び一時金たる給付に	準用する第四
支払保証経理、福祉事業経理、共済経理、業務経理並びに確	を設け、年金たる給付	一項において
厚生年金基金基本年金経理及び厚生年金基金加算年金経理、	年金経理及び業務経理	第七十四条第
平成二十五年改正法附則第四十条第六項	法第百三十条第五項	
う。)から福祉事業経理又は業務経理		
理又は確定給付企業年金経理(以下単に「年金経理等」とい		
厚生年金基金基本年金経理若しくは厚生年金基金加算年金経	年金経理から業務経理	

平成二十六年経過措置政令第四十九条第二項の規定によりな	一令第三十九条の十二第	
九条の十二第二項第一号		十一条の三
十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金令第三十		準用する第四
おその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五	二項第一号	一項において
平成二十六年経過措置政令第四十九条第二項の規定によりな	令第三十九条の十二第	第七十四条第
(2)		
よる改正前の厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第五号		十一条の二
第三項において準用する平成二十五年改正法第一条の規定に		準用する第四
力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条	一項第五号へ(2)	一項において
平成二十五年改正法附則第三十八条の規定によりなおその効	法第百三十六条の三第	第七十四条第
その他の取引は業務経理		
付及び一時金に関する取引は確定給付企業年金経理により、		
より、平成二十五年改正法附則の規定により支給する年金給		

十四条第三項において改正前厚生年金保険法第百三十六条の		
その効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六	一項第五号へ(3)	
平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなお	法第百三十六条の三第	
十六条の三第一項第五号イ		
十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百三		
その効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六	一項第五号イ	項
平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなお	法第百三十六条の三第	十一条の四第
に規定する積立金をいう。以下同じ。)の運用を		準用する第四
する年金給付積立金をいう。以下同じ。)及び積立金(同条	用 を	一項において
年金給付等積立金(平成二十五年改正法附則第六十条に規定	年金給付等積立金の運	第七十四条第
九条の十二第一項		
十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金令第三十		
おその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五	一 項	

		三第一項第五号へ(3)
	年金給付等積立金の運	年金給付等積立金及び積立金の運用の
	用の	
	法第百三十六条の三第	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなお
	一項第五号ニ	その効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六
		十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百三
		十六条の三第一項第五号ニ
第七十四条第	第四十一条の六第一項	第七十四条第一項において準用する第四十一条の六第一項第
一項において	第一号	一号
準用する第四	年金給付等積立金	年金給付等積立金及び積立金
十一条の四第		
二項		
第七十四条第	法	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなお

						<u>+</u>	進	<i>→</i>	第	+	準	
						十二条第一項	準用する第四	項において	第七十四条第	十一条の六	用する第四	項において
法第百三十六条の三第			一項の	法第百三十六条の三第	年金給付等積立金			可	法第百三十六条の四第	構成割合を確認		
平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなお	十六条の三第一項の	十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百三	その効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなお	年金給付等積立金及び積立金	十六条の四第一項	十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百三	その効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなお	額及び構成割合を厚生労働大臣に報告	十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法	その効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六

	一項	
同条第一項	法第百三十六条の四第	
十六条の四第三項		十二条第四項
十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百三		準用する第四
その効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六	三項	一項において
平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなお	法第百三十六条の四第	第七十四条第
十六条の三第一項第四号		十二条第二項
十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百三		準用する第四
その効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六	一項第四号	一項において
平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなお	法第百三十六条の三第	第七十四条第
十六条の三第一項第一号		
十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百三		
その効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六	一項第一号	

年金経理等	年金経理	
	金	
未収徴収金	未収掛金及び未収徴収	
	明細を示した	
の明細を示した書類及び支払保証経理に係る	及び最低積立基準額の	十七条
十二条の七第一項		準用する第四
おその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五		一項において
平成二十六年経過措置政令第四十九条第二項の規定によりな	令第三十九条第一項	第七十四条第
		四十四条
		十三条及び第
十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金令		準用する第四
おその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五		一項において
平成二十六年経過措置政令第四十九条第二項の規定によりな	令	第七十四条第

第七十四条第	年金経理	年金経理等
一項において	別途積立金	それぞれ別途積立金
準用する第四		
十八条第一項		
及び第二項		
第七十四条第	業務経理	支払保証経理、福祉事業経理、共済経理又は業務経理
一項において		
準用する第四		
十九条		
第七十四条第	管轄地方厚生局長等(厚生労働大臣
一項において	当該基金の主たる事務	
準用する第五	所の所在地を管轄する	
十三条	地方厚生局長等をいう	

第七十四条第	十四条	準用する第五	一項におい	第七十四条第								
条 第 ———		第五	いて	条 第								
法第百七十六条第一項			管轄地方厚生局長等	加入員			法第百二十条第一項	七条において同じ。)	六十四条並びに第六十	第四項及び第五項、第	五条第一項、第二項、	。第五十四条、第五十
平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなお			厚生労働大臣	基金中途脱退者若しくは解散基金加入員	十八条第一項	その効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百五	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなお					

十六条第二項		準用する第五
その効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百七		一項において
平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなお	法第百七十六条第二項	第七十四条第
		十五条第二項
厚生労働大臣	管轄地方厚生局長等	準用する第五
その効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法		一項において
平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなお	法	第七十四条第
厚生労働大臣	管轄地方厚生局長等	
	二号に掲げる事項)	
	た場合にあつては、第	
事項	事項(連合会に委託し	十五条第一項
十六条第一項		準用する第五
その効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百七		一項において

平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなお	法	一項において
一通	二通	第七十四条第
		十五条第五項
		準用する第五
		一項において
厚生労働大臣	管轄地方厚生局長等	第七十四条第
十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金令		
おその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五		
平成二十六年経過措置政令第四十九条第二項の規定によりな	令	
厚生労働大臣	管轄地方厚生局長等	
一六十四条において準用する改正前厚生年金保険法		
おその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百		
、平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりな	、法	十五条第四項

	地方厚生局長等	一項において
厚生労働大臣	厚生労働大臣若しくは	第七十四条第
		十二条
		準用する第六
		一項において
第七十四条第一項において準用する第二十五条	第二十五条	第七十四条第
		十一条第一項
るものとされた改正前厚生年金保険法第百六十三条		準用する第六
正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有す		一項において
平成二十五年改正法附則第五十条第一項及び平成二十五年改	法第百三十四条	第七十四条第
年金給付等積立金及び積立金	年金給付等積立金	
十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法		十六条
その効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六		準用する第五
	_	_

_		
準用する第六	代議員会	評議員会
十三条第一項		
第七十四条第	法第百十八条第二項	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなお
一項において		その効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百五
準用する第六		十六条第二項
十三条第二項		
第七十四条第	法第百二十条の三第一	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなお
一項において	項	その効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百五
準用する第六		十八条の三第一項
十四条の二	年金給付等積立金	年金給付等積立金及び積立金
	法第百三十六条の三第	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなお
	一項第四号ニ	その効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六
		十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百三

		十六条の三第一項第四号ニ
	法第百三十六条の三第	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなお
	一項第四号イ	その効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六
		十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百三
		十六条の三第一項第四号イ
第七十四条第	令第四十四条	平成二十六年経過措置政令第四十九条第二項の規定によりな
一項において		おその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五
準用する第六		十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金令第四十
十五条第一項		四条
	令第三十九条の三第二	廃止前厚生年金基金令第三十九条の三第二項第一号
	項第一号	
	法第百六十一条第一項	平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額
	に規定する責任準備金	

	に相当する額	
第七十四条第	令	平成二十六年経過措置政令第四十九条第二項の規定によりな
一項において		おその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五
準用する第六		十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金令
十五条第二項		
及び第六十六		
条の二		

2 存続連合会については、改正前確定拠出年金法施行規則第十五条第一項(第十二号に係る部分に限る。

、第二十一条第九号、第二十六条第一項(第五号に係る部分に限る。)、第三十条第二項(第二号及び

第三号に係る部分に限る。)及び第五十六条第一項(第十二号に係る部分に限る。)の規定は、 なおその

効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定拠出年金法施行規則の規定中同表の

中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

年金給付等積立金等(平成二十五年改正法附則第五十五条第	年金給付等積立金(厚	第三十条第二
企業年金法(以下「改正前確定給付企業年金法」という。)		
た平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付		
十四条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされ		
附則第五十九条第四項若しくは平成二十五年改正法附則第六	二第四項若しくは	
という。) 第百六十五条の三第四項又は平成二十五年改正法	業年金法第百十七条の	
る改正前の厚生年金保険法(以下「改正前厚生年金保険法」	第四項又は確定給付企	
を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定によ	くは第百六十五条の三	
五年改正法附則第六十二条第三項の規定によりなおその効力	十四条の六第四項若し	一項第五号
平成二十五年改正法附則第五十六条第四項若しくは平成二十	厚生年金保険法第百四	第二十六条第
三項の規定により読み替えられた法第五十四条の二第一項		
。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第三十八条第		
険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号	項	項第十二号

(準用規定)

の三第一項		
を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条		
五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力	一 項	
平成二十五年改正法附則第四十七条第一項若しくは平成二十	同法第九十一条の三第	
の二第二項		
を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条		
五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力		
平成二十五年改正法附則第四十六条第二項若しくは平成二十	同法第九十一条の二第	
	五十九条	項第三号
平成二十五年改正法附則第五十七条第一項	第二 確定給付企業年金法第	第三十条第二
基金の		
平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する厚生年金	厚生年金基金の	

第四十九条 改正後確定給付企業年金法施行規則第三十条、第三十二条の二、第三十三条から第三十六条ま

で、 業年金法施行規則第百四条の十五、 の二十五までの規定は存続連合会に係る移換金について準用する。この場合において、 第百四条の十七及び第百四条の十九の規定は存続連合会が支給する給付について、 第百四条の十六、 第百四条の十八及び第百四条の二十二から第 次の表の上欄に掲 改正後確定給付企 百四 条

げる改正後確定給付企業年金法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げ

る字句に読み替えるものとする。

						<u></u>
_	第三十二条の					第三十条
項又は第九十六条の二	法第八十一条の二第二					令第二十九条第三号
険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保	十九条第三号	過措置政令」という。)第五十五条において準用する令第二	政令(平成二十六年政令第七十四号。以下「平成二十六年経	険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保

。以下「平成二十五年改正法」という。)第四十六条第二項

|、第四十七条第二項、第四十八条第二項若しくは第四十九条

第二項又は平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定

| によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正

| 法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法(以下「

改正前確定給付企業年金法」という。)第九十一条の二第二

| 項、平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定により|

| なおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金

法第九十一条の三第二項、平成二十五年改正法附則第六十三

| 条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改

| 正前確定給付企業年金法第九十一条の四第二項若しくは平成|

| 効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十|| 二十五年改正法附則第六十三条第四項の規定によりなおその |

平成二十五年改正法附則第五十条第一項及び平成二十五年改	法第三十条第一項	第三十三条第
給付に充てる部分に限る。)		
第六項に規定する終了制度加入者等をいう。以下同じ。)の		
をいう。以下同じ。)又は終了制度加入者等(法第八十九条		
金中途脱退者(同号に規定する確定給付企業年金中途脱退者		
脱退一時金相当額等若しくは残余財産の額(確定給付企業年	脱退一時金相当額等	
者に	者に事業主等が	
	いて同じ。)	
(以下「脱退一時金相当額等」と総称する。)又は残余財産	下この条及び次条にお	
時金相当額をいう。以下同じ。)若しくは脱退一時金相当額	積立金を総称する。以	
則第四十条第一項第三号に規定する確定給付企業年金脱退一	脱退一時金相当額又は	
確定給付企業年金脱退一時金相当額(平成二十五年改正法附	脱退一時金相当額等(
一条の五第二項		

四第三項の遺族給付金		
有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の		
年改正法附則第六十三条第三項の規定によりなおその効力を		
定給付企業年金法第九十一条の三第三項若しくは平成二十五		
項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確		
十一条の二第三項、平成二十五年改正法附則第六十三条第二		
の効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九		
成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおそ		
項若しくは第四十八条第三項の存続連合会遺族給付金又は平		三項
平成二十五年改正法附則第四十六条第三項、第四十七条第三	遺族給付金	第三十三条第
九十一条の六		
その効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第		
正法附則第六十三条第一項から第四項までの規定によりなお		一 項

十八条第三号		
平成二十五年改正法附則第五十一条において準用する法第四	法第四十八条第三号	
第四十九条において準用する前条		
働省令第二十号。以下「平成二十六年整備省令」という。)		
令の整備等及び経過措置に関する省令(平成二十六年厚生労		
険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省		
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保	前条	
氏名	氏名、性別、生年月日	
平成二十六年経過措置政令第五十五条において準用する令	令	第三十四条
十八条第三号		
平成二十五年改正法附則第五十一条において準用する法第四	法第四十八条第三号	
十七条		
平成二十五年改正法附則第五十一条において準用する法第四	法第四十七条	

確定給付企業年金中途脱退者	- 中途脱退者	
脱退一時金相当額等	脱退一時金相当額	
第一項		
するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の二		
改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有	一 項	五
平成二十五年改正法附則第四十六条第一項又は平成二十五年	法第九十一条の十九第	第百四条の十
九十一条の六		
その効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第		
正法附則第六十三条第一項から第四項までの規定によりなお		
平成二十五年改正法附則第五十条第一項及び平成二十五年改	法第三十条第一項	第三十六条
各号		
平成二十六年整備省令第四十九条において準用する第三十条	第三十条各号	
平成二十六年経過措置政令第五十五条において準用する令	令	第三十五条

平成二十五年改正法附則第四十六条第五項又は平成二十五年	- 法第九十一条の十九第	第百四条の十
	可	
改正前確定給付企業年金法施行令第六十五条の五第一項	令第六十五条の十七第	
脱退一時金相当額等	脱退一時金相当額	
確定給付企業年金中途脱退者	中途脱退者	
項		
確定給付企業年金法施行令」という。)第六十五条の七第二		
定による改正前の確定給付企業年金法施行令(以下「改正前		
等に関する政令(平成二十六年政令第七十三号)第二条の規		
保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備		
た公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金		
項及び第八項の規定によりなおその効力を有するものとされ		六第二項
平成二十六年経過措置政令第六十六条第二項、第四項、第六	一令第六十五条の十九第	第百四条の十

年改正法附則第六十三条第三項の規定によりなおその効力を		
正前確定給付企業年金法第九十一条の三第五項(平成二十五		
条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改	十一条の二十二第七項	
用する場合を含む。)又は平成二十五年改正法附則第六十三	二十一第四項及び第九	
正法附則第四十八条第四項又は第四十九条第七項において準	五項(法第九十一条の	七第二項
平成二十五年改正法附則第四十七条第五項(平成二十五年改	法第九十一条の二十第	第百四条の十
連合会遺族給付金		
若しくは遺族給付金又は存続連合会老齢給付金若しくは存続	又は遺族給付金	
脱退一時金相当額等	脱退一時金相当額	
確定給付企業年金中途脱退者	中途脱退者	
第五項		
するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の二		
改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有		七第一項

条第七項において準用する場合を含む。) 又は平成二十五年	二十第六項、第九十一	
正法附則第四十七条第六項、第四十八条第五項又は第四十九	六項(法第九十一条の	七第三項
平成二十五年改正法附則第四十六条第六項(平成二十五年改	法第九十一条の十九第	第百四条の十
障害給付金若しくは存続連合会遺族給付金		
若しくは遺族給付金又は存続連合会老齢給付金、存続連合会	又は遺族給付金	
	以下同じ。)	
	する残余財産をいう。	
	条の二十第一項に規定	
残余財産	残余財産 (法第九十一	
企業年金法第九十一条の五第七項		
定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付		
四第四項又は平成二十五年改正法附則第六十三条第四項の規		
有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の		

するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の三		
改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有	一項	八第一項
平成二十五年改正法附則第四十七条第一項又は平成二十五年	法第九十一条の二十第	第百四条の十
一条の五第八項		
効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十		
二十五年改正法附則第六十三条第四項の規定によりなおその		
た改正前確定給付企業年金法第九十一条の四第五項又は平成		
十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされ		
年金法第九十一条の三第六項、平成二十五年改正法附則第六		
よりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業	場合を含む。)	
第六項(平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定に	八項において準用する	
するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の二	第九十一条の二十二第	
改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有	条の二十一第五項及び	

するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の三		
改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有	項	
平成二十五年改正法附則第四十七条第一項又は平成二十五年	第九十一条の二十第一	
項の		
ものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第一		
法附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有する		
企業年金法第九十一条の四第一項若しくは平成二十五年改正		
定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付	の二十二第一項の	
条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十三条第三項の規	第一項又は第九十一条	八第二項
平成二十五年改正法附則第四十八条第一項若しくは第四十九	法第九十一条の二十一	第百四条の十
これらの規定	同項	
第一項		

おその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法	族給付金	
は平成二十五年改正法附則第六十三条第四項の規定によりな	第三項又は第五項の遺	九第三項
平成二十五年改正法附則第四十九条第三項若しくは第五項又	法第九十一条の二十二	第百四条の十
		第二項
		九第一項及び
障害給付金及び存続連合会障害給付金	障害給付金	第百四条の十
第一項		
するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の五		
改正法附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有	これらの規定	
給付企業年金法第九十一条の四第一項若しくは平成二十五年	「同項」とあるのは「	
の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定	の二十二第一項」と、	
十九条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十三条第三項	第一項又は第九十一条	
、「平成二十五年改正法附則第四十八条第一項若しくは第四	「第九十一条の二十一	

するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の五	
改正法附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有	第六項
平成二十五年改正法附則第四十九条第六項又は平成二十五	法第九十一条の二十二
第五項の存続連合会遺族給付金又は遺族給付金	
するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の五	
改正法附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有	第五項の遺族給付金
平成二十五年改正法附則第四十九条第五項又は平成二十五年	法第九十一条の二十二
第三項の存続連合会遺族給付金又は遺族給付金	
するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の五	
改正法附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有	第三項の遺族給付金
平成二十五年改正法附則第四十九条第三項又は平成二十五年	法第九十一条の二十二
金又は遺族給付金	
第九十一条の五第三項若しくは第五項の存続連合会遺族給付	

		第六項
	法第四十八条第三号	改正前確定給付企業年金法第四十八条第三号
第百四条の二	法第九十一条の二十六	平成二十五年改正法附則第五十五条第一項若しくは第五十八
十二第一項	第一項	条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十四条第一項の規
		定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付
		企業年金法第百十五条の四第一項
	積立金の移換	年金給付等積立金等(平成二十五年改正法附則第五十五条第
		一項に規定する年金給付等積立金等をいう。)又は積立金(
		以下「積立金」と総称する。)の移換
	中途脱退者等(同項に	老齢基金中途脱退者等(同項に規定する老齢基金中途脱退者
	規定する中途脱退者等	等をいう。)若しくは老齢確定給付企業年金中途脱退者等(
	をいう。以下同じ	平成二十五年改正法附則第五十七条第一項に規定する老齢確
		定給付企業年金中途脱退者等をいう。) 又は中途脱退者等 (

条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十四条第三項の規	第一項	十三第一項
平成二十五年改正法附則第五十六条第一項若しくは第五十七	法第九十一条の二十七	第百四条の二
施行令第八十八条の三第二項		
おその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法		
平成二十六年経過措置政令第六十七条第二項の規定によりな	令第六十五条の二十一	
企業年金法第百十五条の四第五項		
定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付		
条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十四条第一項の規	第五項	十二第二項
平成二十五年改正法附則第五十五条第五項若しくは第五十八	法第九十一条の二十六	第百四条の二
下「中途脱退者等」と総称する		
百十五条の四第一項に規定する中途脱退者等をいう。)(以		
その効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第		
平成二十五年改正法附則第六十四条第一項の規定によりなお		

確定給付企業年金法第百十七条の三第二項		
三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前		
条の四第二項若しくは平成二十五年改正法附則第六十四条第		
力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十五		
十五年改正法附則第六十四条第一項の規定によりなおその効	二十七第二項	
項、第五十八条第二項若しくは第五十九条第二項又は平成二	二項又は第九十一条の	一四
平成二十五年改正法附則第五十五条第二項、第五十六条第二	第九十一条の二十六第	第百四条の二
第四項		
するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十七条の三		
改正法附則第六十四条第三項の規定によりなおその効力を有	第四項	十三第二項
平成二十五年改正法附則第五十六条第四項又は平成二十五年	法第九十一条の二十七	第百四条の二
企業年金法第百十七条の三第一項		
定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付		

十八条の三第二項		
を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令第八		
年経過措置政令第六十七条第二項の規定によりなおその効力		十五五
平成二十六年経過措置政令第六十二条第三項及び平成二十六	令第六十五条の二十一	第百四条の二
基金脱退一時金相当額若しくは脱退一時金相当額等	脱退一時金相当額	

解散基金加入員に係る老齢年金給付又は存続連合会老齢年金給付の確保事業等の認可 。 の 申 請

第五· 十条 平成二十五年改正法附則第四十条第四 項ただし書の規定による認可の 申 請 は、 拠出金等の額その

他 事業の概要を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

2

前項の申請書には、

(存続厚生年金基金から存続連合会への基金中途脱退者に係る基金脱退 時 金相当額 の移換の)申出)

拠出金等の算出の基礎を示した書類を添えなければならない。

第五十一 条 平成二十五年改正法附則第四十二条第 一項の規定による存続厚生年金基金か ら存続連合会 0)

基金中途脱退者 (平成二十五年改正法附則第四十条第一項第一号に規定する基金中途脱退者をいう。 以下

同じ。)に係る基金脱退一時金相当額 (同号に規定する基金脱退一時金相当額をいう。 以下同じ。) の移

換 の申 出は、 基金中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載した申出書又はこれらの事項を記録した

磁気ディスクを、 存続連合会に提出することによって行うものとする。

一 氏名、性別、生年月日、住所及び基礎年金番号

平成二十五 年 改 Ē 法 附則第四十二条第一 項の規定により移換を申し出る基金脱退一 時金相当額及びそ

の算定の基礎となった期間

三 加入員の資格の取得及び喪失の年月日

兀 平成十五年四 月一日前の加 入員たる被保険者であった期間 の報酬標準給与の月額及び被保険者の種別

ごとの当該加入員たる被保険者であった期間の標準報酬月額

五. 平成 **治** 十五 年 应 月一 日 以後 \mathcal{O} 加入員たる被保険者で あ · た期 間 \mathcal{O} 報 酬 標準給与の月額 及び賞与標準 給 与

 \mathcal{O} 額並びに被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であった期間の 標準報酬月額及び標準賞与額

(解散基金加入員に分配すべき残余財産の交付の申出等)

第五十二条 平成二十五年改正法附則第四 十三条第 項又は平成二十五年改正法附則第六十一条第三項 の規

定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第四項の規定による申 出

は、 当該 解散基金加入員に係る次の各号に掲げる事項を記載した申 出書又はこれらの事項を記録した磁気

ディスクを、 存続連合会に提出することによって行うものとする。

一 氏名、性別、生年月日、住所及び基礎年金番号

平成二十五 年 改 Ē 法 附 則第四十三条第 項又は平成二十五年改 Ē 法附則第六十一条第三項 \mathcal{O} 規定によ

り なおその効力を有するものとされた改正前厚生年 金保険法第百六十一 条第四項の規定により移換又は

交付を申し出る残余財産の額

三 解散基金加入員の資格の取得及び喪失の年月日

几 平 成 十五 年 匹 月一 日前 \mathcal{O} 加 入員たる被保険者であ った期間 の報酬 標準給与の 月額及び被保険者 0 種 別

ごとの 当該 加 入員 たる被保険者 であ 0 た期 間 \mathcal{O} 標 潍 報 酬 月 額

五. 平成十五年四月一 日以後の加入員たる被保険者であっ た期間 の報酬標準給与の月額及び賞与標準給 与

 \mathcal{O} 額 並 びに被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であ った期 間 \mathcal{O} 標準報酬 月額及び 標準賞与 額

2 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 前 項 規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十二条第一項の規定によ \hat{O} 対規定は、 平成二十五年改正法 附則第四 十四 [条第 項及び平成二十五年改 正法 附則第六 + 条第 厄

る申出について準用する。 この場合において、 前項中 「解散基金加入員」 とあるのは、 改正 前厚生年金

保険法第百四十七条第四項又は平成二十五年改正法附則第三十四条第四項に規定する者」 と読み替えるも

のとする。

(給付の算定に関する基準)

第五十三条 平成二十六年経過措 置政令第五十三条の規定、 平成二十六年経過措置政令第六十四]条第四

第六項若しくは第八項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十二条

の二の規定又は平成二十六年経過措置政令第六十六条第二項、 第四項、 第六項若 しくは第八項 \mathcal{O} 規定に ょ

りな おその効力を有するものとされた改 正 前 確定給付企業年金法施 行令第六十五条の二の 規定に ょ (る給: 付

 \mathcal{O} 額 O算定に当たって用 いられる予定利率及び予定死亡率は、 年金給付等積立金 (平成二十五 年改 正 法 附

則第六十条に規定する年金給付等積立金をいう。 以下同じ。) 又は積立金(平成二十五年改正法附 則第六

十条に規定する積立金をいう。 第六十一条において同じ。) の運用収益及び存続連合会が給付 の支給に関

する義務を負ってい る基金中途脱 退者、 解散基金 金加 入員等、 確定給付企業年金中途脱退者 (平成) 二十五 年

改正 法附則第四十条第一 項第三号に規定する確定給付企業年金中途脱退者をいう。 以下同じ。)又は終了

制 度加入者等 (改正後確定給付企業年金法第八十九条第六項に規定する終了制度加入者等をいう。) の 死

亡 0 状況に係る予測に基づき合理的に定めたものでなければならない。

(中途脱退者等への説明義務)

第五 十四四 条 平成二十六年経 過措 置 政 令第五十九条 の規定により存続連合会が基金中途脱退者又は確 定 給 付

企 業年 金中途脱退者に基金脱退 時 金相当 額又は 確定 給付企業年金脱退 時 金相当額 平 成二十 五. 年 改 É

法 .附則第四十条第一項第三号に規定する確定給付企業年金脱退一 時 金相当額をいう。 以下同じ。 0 移 換

に 関 して必要な事項について説明するときは、 平成二十六年経過措置政令第五十六条第 項 (同 条第二 項

に お V) て準用する場合を含む。) の規定による基金脱 退 時 金相当額又 は 確定給付企業年 金脱 退 時 金 相

額 \mathcal{O} 移 換 \mathcal{O} 申 出 \mathcal{O} 期 限 及び当該 申 出 \mathcal{O} 手 · 続 そ \mathcal{O} 他 基 金 戸脱 退 時 金 相当 額 文は 確 定給付 企業年金脱 退 時

金 相 当 額の移換に係る判断に資する必要な事項を説明しなければならない。

(存続連合会から存続厚生年金基金への積立金の移換の申出等)

第五 十五条 平 成二十五年改正法附則第五 十七条第 項又は平成二十 五. 年 改正法附則第六十四 条第二項 の規

定によりなおその効力を有するものとされた改正前 確定給付企業年金法第百十五条の五 第 項の規定によ

る積立金 (平成二十五年改正法附則第五十七条第一項に規定する積立金をいう。 以下この条から第五十七

条までにおいて同じ。)の移換の申出は、 当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等(平成二十五年改正法

附則第五十七条第一項に規定する老齢確定給付企業年金中途脱退者等をいう。 以下同じ。) に係る次の各

号に掲げる事項を記 載し た書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、 存続厚生年金基金に提 出 す

ることによって行うものとする。

一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二 積立金の額

三 算定基礎期 間等 (改正後確定給付企業年金法施行規則第百四条の二十二第一項第三号に規定する算定

基礎期間等をいう。)

2 平成二十五年改正法附則第五十七条第五項又は平成二十五年改正法附則第六十四条第二項の規定によ り

なおその効力を有するものとされた改正後確定給付企業年金法第百十五条の五第五項の規定による通 知 は

次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等に送付することによ

って行うものとする。

- 存続厚生年金基金が積立金の移換を受けた年月日及びその額
- 平成二十六年経過措置政令第六十二条第二項又は平成二十六年経過措置政令第六十七条第四項の規定

により なおその効力を有するものとされた改正前 確定給付企業年金法施行令第八十八条の三 一第一 項 \mathcal{O} 規

られる期間

定により当該

老

齢

確定給付企業年

金中途脱退者等に支給する老齢

年金給付の額

の算定

の基礎とし

て用

7

(存続連合会から存続厚生年金基金への移換する積立金の額)

第五十六条

存続連合会が平成二十五年改正法附

則第五十七条第二項又は平成二十五年改正法附則第六十四

条第二 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定 に よりなおその効力を有するものとされ た改正 前 確 定給付企業年金法第百 十五 条 \bigcirc 五. 第二

項 \mathcal{O} 規定により 存 続厚生年金基金に移 換する積立 金 \mathcal{O} 額 は次の各号に掲げる額 \mathcal{O} 1 くずれ か 高 い額とする。

- 一 存続連合会の規約で定める方法により計算した額
- 金相当額 存続連合会が移換を受けた当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等に係る確定給付企業年金脱退一時 いまたは 残余財 産 (当該老齢 確 定給付企業年 金中途脱退者等に給付に充てる部分に限る。

脱 退一 時 金相当 額 の算定の基礎となった期間等の一部を老齢年金給付の額の算定の基礎として用 ζ) る際

等の算定方法)

0

規定によりなおその効力を有するものとされた改正前

第 五· 士十七条 平成二十六年経過措置政令第六十二条第二項又は平成二十六年経過措置政令第六十七条第四項

 \mathcal{O} 規定により、 平成二十六年経過措置政令第六十二条第二項第二号又は平成二十六年経過措置 政令第六十

:確定給付企業年金法施行令第八十八条の三第一

項

七 条第四 項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前 確定給付企業年金法施行令第八十八 条

の三第一 項第二号に掲げる期間 (以下この条において「算定基礎期間等」という。 を当該老齢 確定給付

企業年金中途脱退者等に支給する老齢年金給付 7の額 の算定の基礎として用いるときは、 次の各号に掲げる

要件を満たす算定方法によらなければならない。

存続厚生年 -金基金 \mathcal{O} 規約に照らして当該移換された積立金 の額 の算定の基礎となる期間を算定するこ

ک ただし、 算定された期間が算定基礎期間等を超える場合にあっては、 当該算定基礎期間等とするこ

کی

算定基礎期間等を合算しないこととする場合にあっては、 存続厚生年金基金 の加入員であった期間 が

一年未満である者に限り、その旨を規約で定めること。

三 その他当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等について不当に差別的なものでなく合理的な計算方法

であると認められること。

(存続連合会に係る責任準備金相当額の一部の物納)

第五 十八条 平成二十五年改正法附則第六十七条又は第七十三条の規定により存続連合会が改正前確定給 付

企業年金法第百十四 |条の 規定の例により物納をする場合においては、 存続連合会を解散厚 生年 -金基: 金 等

改正 前確定給付企業年金法第百十三条第一項に規定する解散厚生年金基金等をいう。)とみなして、 改 正

前 確定給付企業年金法施行規則第百三十一条から第百三十四条までの規定の例による。

(解散に伴う事務の引継ぎ等)

第 五· + 九 条 存続連 合会が 解散したときは、 清算· 人は、 遅滞なく、 解散した日にお いて存続連合会が 給付 \mathcal{O}

支給 の義務を負っている者につき、 次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録 した磁

気ディスクを、機構に提出しなければならない。

一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

存続連合会が給付の支給の義務を負っている者の資格の取得及び喪失の年月日

 \equiv 平成二十五年改正法附則第七十二条において準用する平成二十五年改正法附則第八条の規定により政

府が徴収する額

2 前 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定は、 平成二十五年改正法附則第六十五条第一 項の規定による認可を受けた場合につい て準用

する。 この 場合におい て、 前項中 「解散した」とあるのは 「平成二十五年改正法附則第六十五 条第 項 $\hat{\mathcal{O}}$

規定による認可を受けた」と、 「清算人」 とあるのは 「存続連合会」と、 「附則第七十二条におい て準用

する平成二十五年改正法附則第八条」とあるのは 「附則第六十六条」と読み替えるものとする。

(年金数理人の要件に関する経過措置)

第六十条 改正後 確定給付企業年 金法 施行規則第百十六条の二第一 項 の規定は、 平成二十五年改正法附則第

五. 条第 項又は第三十八条第一 項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正 前厚生年金保険法

第百七十六条の二第二項の厚生労働省令で定める要件について準用する。

(平成二十五年改正法附則第七十五条第二項の年金たる給付又は 一時金たる給付の算定に関する基準)

第六十一条 平成二十六年経過措置政令第七十三条の規定による年金たる給付若しくは一 時 金たる給 付 \mathcal{O} 額

の算定に当たって用いられる予定利率及び予定死亡率は、 年金給付等積立金又は積立金の 運用収益 一 及 び 連

合会が年金たる給付若しくは一時金たる給付の支給に関する義務を負っている基金中途脱退者等 (平成二

十五年改正法附則第七十条第二項に規定する基金中途脱退者等をいう。) の死亡の状況に係る予測に基づ

き合理的に定めたものでなければならない。

(準用規定)

第六十二条 改正後確定給付企業年金法施行規則第三十条、第三十三条第一項及び第三十四条から第三十六

条までの規定は、 連合会が支給する平成二十五年改正法附則第七十五条第二項の年金たる給付又は 時 金

則の 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

たる給付について準用する。

この場合において、

次の

表

の上欄に掲げる改正後確定給付

企業年金法施行

規

九条第三号		
政令」という。) 第七十四条第二項において準用する令第二十		
(平成二十六年政令第七十四号。以下「平成二十六年経過措置		
法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令		
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険	令第二十九条第三号	第三十条

平成二十五年改正法附則第七十六条第一項	法第三十条第一項	第三十六条
令		び第三十五条
平成二十六年経過措置政令第七十四条第二項において準用する	令	第三十四条及
下「平成二十五年改正法」という。)附則第七十六条第一項		
法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以		項
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険	法第三十条第一項	第三十三条第

(平成二十五年改正法附則第七十八条の規定により連合会の業務が行われる場合における改正後確定給付

企業年金法施行規則の適用)

第六十三条 平成二十五年改正法附則第七十八条の規定により連合会の業務が行われる場合における次の表

の上欄に掲げる改正後確定給付企業年金法施行規則の規定の適用については、 同欄に掲げる規定中同表の

中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

	第百四条の三
	一時金に
年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十	一時金(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生

		十条第三項
並びに業務経理	及び業務経理	準用する第百
定給付企業年金経理(以下単に「年金経理」という。)		十一において
厚生年金基金基本年金経理、厚生年金基金加算年金経理及び確	年金経理	第百四条の二
む。以下同じ。)の内容		第一号
業務(平成二十五年改正法の規定により連合会が行う業務を含	業務内容	第百四条の十
第七十八条第二項	四項ただし書	第一項
第九十一条の十八第四項ただし書及び平成二十五年改正法附則	第九十一条の十八第	第百四条の六
べき積立金を含む。以下同じ。)の運用		第二号
積立金(平成二十五年改正法の規定により連合会が積み立てる	積立金の運用	第百四条の五
同じ。)に		
合会が支給する年金たる給付及び一時金たる給付を含む。以下		
三号。以下「平成二十五年改正法」という。)の規定により連		

(平成二十六年経過措置政令第七十八条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令第四条

の二第一号に規定する厚生労働省令で定める期間等)

第六十四条 次の各号に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める期間は、 二十四月とする。

平成二十六年経過措置政令第七十八条第一 項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令 昭昭

和二十九年政令第百十号)第四条の二第一号

平成二十六年経過措置政令第七十八条第二項の規定により読み替えられた健康保険法施行令(大正十

五年勅令第二百四十三号)第六十三条第三号

三 平成二十六年経過措置政令第七十八条第二項の規定により読み替えられた船員保険法施行令 (昭 和二

十八年政令第二百四十号)第三十四条第三号

兀 平成二十六年経過措置政令第七十八条第二項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令第四

条の二第三号

五. 平成二十六年経過措置政令第七十八第二項の規定により読み替えられた児童手当法施行令 (昭和四十

六年政令第二百八十一号)第七条の八第二項第三号

六 平成二十六年経過措置政令第七十八条第二項の規定により読み替えられた厚生年金保険の保険給付及

び 保険料の納付の特例等に関する法律施行令(平成十九年政令第三百八十二号)第三条第二号

2 平成二十六年経過措置政令第七十八条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令第四条

の二第三号に規定する厚生労働省令で定める金額 は、 億円とする。

3 平成二十六年経過 措置政令第七十八条第二項に規定する厚生労働省令で定める徴収金は、 次の各号に掲

げる徴収金とする。

健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第五十八条第一項、 第七十四条第二項及び第百九条第二項

同 法第 百 四 十 九条にお いてこれらの 規定を準用する場合を含む。 の規定による徴収 金

船員 保険 法 (昭 和十 四年法律第七十三号) 第四十七 条、 第五· 十 五 条第二項及び第七十一条第二項 (同

法第七十四条第三項にお いて準用する場合を含む。)の規定による徴収金

(機構への事務の委託)

第六十五条 平 成二十六年経過措置政令第八十一条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める事務は

次の各号に掲げる事務とする。

平成二十五年改正法附則第十三条第一項 (同項の規定により政府が当該自主解散型基金の設立事業所

 \mathcal{O} 事 業主から徴収するものに限る。)、第二十二条第一項 (同項の規定により政府が当該清算型基 金 \mathcal{O}

十 五 年改 正法 附 則第十六条第 項 (平成二十五年改正法附則第二十三条及び第三十二条にお 1 、 て 準 甪 す

の事業主から徴収するものに限る。)及び第三十一条第一項の規定による徴収金又は平成二

設立

事

業所

る場合を含む。) の規定による加算金 一の徴収に係る事務 (平成二十五年改正法附則第八十二条第二項 \mathcal{O}

規定によりみなして適用する改正後厚生年金保険法第八十六条第一項の規定による督促、 同条第二項 $\widehat{\mathcal{O}}$

規定による督促状の発行及び平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定によりみなして適用する

改 ź 後厚生年金保険法第百条の十一 第 項の 規定による機構が行う収 納 の権限を行使する事 務並 び に平

成二十五年改正 法 脱別第八十二条第二項の 規定によりみなして適用する改正後厚生年 金保険 法第 百 条 \mathcal{O}

匹 項第二十八号から第三十一号までに掲げる権限を行使する事務並びに平成二十五年改正法附]則第

八十二条第二項の規定によりみなして適用する改正後厚生年金保険法第百条の十第一項第三十一号及び

第三十三号に掲げる事務を除く。)

平成二十五年改正法附則第十四条 (平成二十五年改正法附則第二十三条及び第三十二条におい て準用

納 条及び第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による納付計画の承認 三条及び第三十二条において準用する場合を含む。) 0 改正法附則第十四条第五項(平成二十五年改正法附則第二十三条及び第三十二条において準用する場合 する場合を含む。)の規定による納付計画の変更に係る事務 を含む。)の規定による納付の猶予並びに第二十五条第二項の規定による自主解散型納付計 承認 一付計画の承認の取消し及び平成二十五年改正法附則第十五条第二項(平成二十五年改正法附則第二十 !に係る事務を除く。) 及び平成二十五年改正法附則第十五条 の規定による納付の猶予の取消 (納付計画の変更の承認及び平成二十五年 (平成二十五年改正法附則第二十三 の取消しに係る事務(しを除く。) 画等の変更

三 を除く。) とされた改正前厚生年金保険法第百七十三条の二の規定による情報の提供に係る事務 平成二十五年改正法附則第五条第一項又は第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するもの (当該情報 の提供

兀 び 係る決定並びに平成二十六年経過措置政令第七十一条第三項各号に掲げる事務を除く。 厚生年金保険 平成二十五年改正法附則第六十九条第二項に規定する責任準備金相当額の徴収のために必要な事務及 の管掌者たる政府が支給する年金たる給付の支給に係る事務 (当該徴収及び当該支給に

附則

(施行期日)

第一条 ک の省令は、 平成二十五年改正法の施行 の 目 (平成二十六年四 | | | 日 から施行する。

(様式に関する経過措置)

第二条 廃止 前 厚 生年 金基金規則 別記様式による証 明書については、 当分の 間、 な お 従前 \mathcal{O} 例による。

2 この省令の施行の際現に改 正前確定給付企業年金法施行規則様式第三号により使用されてい る証明 書に

つい ては、 当 分 プの間、 改正後確定給付企業年金法施 行規則様式第三号による証明書とみなす。

(厚生年金保険 \mathcal{O} 保険 於給付 及び保険料 \mathcal{O} 納 付 \mathcal{O} 特例等に関 する法律 施 行 -規則 \mathcal{O} 部 改正 に伴う経過措 置

第三条 存続厚: 生 年 金基金に うい て は、 第八条 \mathcal{O} 規定による改正 前 \mathcal{O} 厚生 |年金保 険 \mathcal{O} 保険 給付 及び 保 険 料 \mathcal{O}

納 付 \mathcal{O} 特例等に関する法律施行規則 (以下この条において 「改正前厚生年金特例法施行 規則」という。

第八条から第十三条まで及び第十九条 (第二号に係る部分を除く。 の規定並びに改正 前厚生年金特 例 法

施行 規則第十三条にお į١ て準用する改正 前厚生年 金特 例 法施行品 規則第七 条の 規定は、 平成二十五 年 改正 法

附 則第百四 干 条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則 第 百 兀

十条の規定による改正前の厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年

法律第百三十一号。次項において の規定を適用する場合について、 なおその効力を有する。 「改正前厚生年金特例法」という。) 第四条から第六条まで及び第十条 この場合において、 次の表の上欄に掲げる改正

<u> </u>	前厚生年金特例法:	施行規則の規定中同表の中	欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
	第八条各号列記	法	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年
	以外の部分		金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第
			六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。) 附則

平成二十五年改正法附則第百四十一条第一項の規定によ	法第四条第一項	第八条第一号
」という。)		
付の特例等に関する法律(以下「改正前厚生年金特例法		
による改正前の厚生年金保険の保険給付及び保険料の納		
ものとされた平成二十五年改正法附則第百四十条の規定		
第百四十一条第一項の規定によりなおその効力を有する		
六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。) 附則		
金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第一		以外の部分
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年	法	第八条各号列記

_	
	りなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金特
	例法第四条第一項
厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなお
	その効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一
	条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下この号に
	おいて「改正前厚生年金保険法」という。)
同法	改正前厚生年金保険法
厚生年金基金令	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年
	金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置
	に関する政令(平成二十六年政令第七十四号)第三条第
	二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公
	的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金
	保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の
-	

例法		
りなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金特		一二条まで
平成二十五年改正法附則第百四十一条第一項の規定によ	法	第十条から第十
厚生年金基金		
平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続	厚生年金基金	
例法		
りなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金特		
平成二十五年改正法附則第百四十一条第一項の規定によ	法	第 九条
例法		
りなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金特		
平成二十五年改正法附則第百四十一条第一項の規定によ	法	第八条第二号
一条の規定による廃止前の厚生年金基金令		
整備等に関する政令(平成二十六年政令第七十三号)		

例法第十条		除く。)
りなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金特		号に係る部分を
平成二十五年改正法附則第百四十一条第一項の規定によ	法第十条	第十九条(第二

2 存続連合会については、 改正前厚生年金特例法施行規則第十四条から第十八条まで及び第十九条(第一

改正前厚生年金特例法施行規則第十八条第一項において準用する改正前

号に係る部分を除く。)の規定、

によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金特例法第七条から第九条まで及び第十九条の規 する改正 厚生年金特例法施行規則第七条の規定並びに改正前厚生年金特例法施行規則第十八条第二 前厚生年金特 例 法施行規則 第九 条の 規定は、 平成二十五年改正法附則第百四十一 条第二 一項にお 項 *(*) て準用 \mathcal{O} 規 定

定を適用する場合について、なおその効力を有する。この場合において、 生年金特例法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 次の表の上欄に掲げる改正前 厚

	記以外の部分	第十四条各号列
		法
六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。) 附則	金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年

いう。)		
険法(以下この号において「改正前厚生年金保険法」と		
二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保		
での規定によりなおその効力を有するものとされた平成		
平成二十五年改正法附則第六十一条第一項から第四項ま	厚生年金保険法	
例法第七条第一項		
りなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金特		
平成二十五年改正法附則第百四十一条第二項の規定によ	法第七条第一項	第十四条第一号
」という。)		
付の特例等に関する法律(以下「改正前厚生年金特例法		
による改正前の厚生年金保険の保険給付及び保険料の納		
ものとされた平成二十五年改正法附則第百四十条の規定		
第百四十一条第二項の規定によりなおその効力を有する		

-		
	同法	改正前厚生年金保険法
第十四条第二号	法	平成二十五年改正法附則第百四十一条第二項の規定によ
		りなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金特
		例法
	に規定する解散した基金	に規定する解散した平成二十五年改正法附則第三条第十
		二号に規定する厚生年金基金(以下「基金」という。)
	当該	改正前厚生年金特例法第五条第一項に規定する対象設立
		事業主をいい、当該
第十五条	法	平成二十五年改正法附則第百四十一条第二項の規定によ
		りなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金特
		例法
第十六条	法	平成二十五年改正法附則第百四十一条第二項の規定によ
		りなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金特

		例法
	企業年金連合会	平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する存続
		連合会
第十七条及び第	法	平成二十五年改正法附則第百四十一条第二項の規定によ
十八条第二項		りなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金特
		例法
第十九条(第一	法第十条	平成二十五年改正法附則第百四十一条第二項の規定によ
号に係る部分を		りなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金特
除く。)		例法第十条

(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信 の技術の

利用に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 存続厚生年金基金については、第十三条の規定による改正前の厚生労働省の所管する法令の規定に

基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の規定は、なおその